

児童虐待の現況と近時の裁判実務についての一考察

林 弘 正

- I. 序言
- II. 身体的虐待事例
- III. ネグレクト事例
- III. 児童期性的虐待事例
- IV. 結語

I. 序言

1. 児童虐待は、1990年代初頭より識者に指摘され、その後10年間で顕在化し社会的関心を惹起し、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法と略称する)が制定された。

児童虐待防止法は、本年施行されて12年を経過し、附則2条の見直し規定に沿って3度の一部改正が行われた。更に、「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)が、公布され、民法及び児童福祉法の一部改正が行われた。民法の一部改正では、親権の前提として「子の利益」(第820条)が強調されるとともに、親権喪失の審判(第834条)が規定され、親権停止制度が新設された(第834条の2)。

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第834条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込み

があるときは、この限りでない。

第834条の2 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

2 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

2. 児童虐待は、その数を年々増大させている。厚生労働省の調査では、平成22年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は55,152件(速報値)で前年度に比べ10,941件(前年度比24.7%)増加となっている(22年度速報値は、宮城県、福島県、仙台市を除いた集計であり、21年度の件数から当該県及び市を除いて比較すると増減数12,090件、増減率28.0%となる)。警察庁の統計では、平成22年1年間では検挙件数354件、検挙人員387人、被害児童数362人で統計が開始された平成11年以降最多となっている。

児童虐待事案は、密室で加害行為がなされることが多く、目撃証言が得られ難く、更に、被害者が乳幼児であるファクターが重なるケースでは犯罪事実の立証が極めて困難である。このような状況は、以下検討する近時の身体的虐待8判例、ネグレクト3判例及び児童期性的虐待10判例計21裁判例でも見られる傾向であり、無罪の言渡された事例も検討の対象とする。

II. 身体的虐待事例 (Physical Abuse Cases)⁽¹⁾

【判例1】東京地方裁判所平成22年11月12日判決⁽²⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成21年7月22日から23日までの間、同棲中の男性Aが東京都葛飾区内の自宅で同棲中の女性Bと共謀の上、AがBの長女C(1歳)の頭部を数回浴槽やその付近に打ちつけ、身体を強く揺さぶる暴行を

加え、BがCの頭部等をヘアブラシで殴打する暴行をそれぞれ加えて脳腫脹等の傷害を負わせ、同年8月2日午後10時35分頃、転院先の病院で脳腫脹等に起因する低酸素脳症によりCを死亡させたケースである。Bは、既に懲役6年の判決を言渡されている。

〔判旨〕裁判所は、被告人Aの行った暴行の内容及びCの死亡との因果関係について「被告人が被害児童に対して、ユニットバス内で判示罪となるべき事実記載の暴行を加えた事実は優に認められるというべきである。そして、医師らの供述内容やB（母親＝筆者註）の暴行内容、ユニットバスでの被告人の暴行後の被害児童の容態の変化等に照らせば、被害児童の死因は、7月23日に被告人がユニットバス内で被害児童の頭部を浴槽等に打ちつけたことによるものと認められるから、被告人の暴行と被害児童の死亡結果との間に因果関係が認められることも明らかである。」と判示し、被告人を懲役9年に処した。

〔研究〕

1. 本事案は、密室での1歳の被害児童Cに対する同棲中の男性Aと母親Bによる傷害致死事案ゆえに加害行為の立証には加害者A及びB両名の証言・供述の信用性が重要な争点となる。裁判所は、Aの供述と共犯者である母親Bの証言を検討し、Bの証言の信用性を肯定し、争点である①AとB間の共謀の成否、②Aによる暴行の存否及び程度、③Aの暴行とCの死亡結果との間の因果関係の存否について検討する。

裁判所は、具体的行為状況について「〔1〕B証言によれば、被告人がユニットバス内に両手を差入れて「ドンドン」と音を立てる行為を行っており、それは浴槽壁面に被害児童がぶつけられているような音であったこと、〔2〕Bには死因につながるような強い暴行を加えた形跡が認められないこと、〔3〕被害児童を診療した医師等が、被害児童の受傷状況等から、7月23日の夕方から夜にかけての暴行が死亡の原因と考えることに矛盾はない旨述べていること、〔4〕7月23日の夕方ころまでは被害児童に特に異変は認められず、その後の被告人のユニットバスでの暴行以後に被害児童の様子が急変

したこと、〔5〕ユニットバス内の浴槽壁面や洗面台等の形状から、被告人が被害児童に対して、その頭部を打ちつけるなどの暴行を行ったとみても格別疑問はないことなどの事実が認められ、これに、〔6〕被告人が捜査段階で判示の暴行を概ね認めていたことを総合すれば、被告人が被害児童に対して、ユニットバス内で判示罪となるべき事実記載の暴行を加えた事実は優に認められるというべきである。」と判示する。

裁判所は、具体的行為状況を判示した上でAの暴行とCの死亡結果との間の因果関係について「医師らの供述内容やBの暴行内容、ユニットバスでの被告人の暴行後の被害児童の容態の変化等に照らせば、被害児童の死因は、7月23日に被告人がユニットバス内で被害児童の頭部を浴槽等に打ちつけたことによるものと認められるから、被告人の暴行と被害児童の死亡結果との間に因果関係が認められる」と判示し、Aの暴行とCの死亡結果との間の因果関係を認定する。

裁判所は、AとBとの共謀について両者の交換したメールとBの証言を基に「Bは、被告人との間で、被告人が『怒り役』、Bが『慰め役』となって被害児童にしつけを行うという理解があったと証言しているが、これは、被告人がBに対し、『家に来たら被害児童に教えこむよ！！Bは無理だよ！！』、『オイラが怒る時は隠れてね！！』という内容のメールを送信していることにも裏付けられている。そして、Bと被告人が加えた暴行は、そのほとんどを相互に認識する機会があったはずであるが、二人は、その際相手を止めようとしてはいない。これは、双方が、相手に被害児童に対する暴行の意図があることを認識し、少なくともそれを許容していることを示している。そして、これに前記の役割分担の理解の存在を併せ考えれば、両名は、そうした理解に基づき、意思を相通じて暴行を繰り返していたとみるのが合理的である。さらに、7月23日の夜、被害児童の容態が急変して以降、被告人とBは、被害児童を病院に連れて行くのを遅らせたり、被害児童の受傷原因について口裏合わせをしたり、関係者に虚偽の供述をしたりしている。(中略)以上の事実に照らすと、被告人とBは、暗黙のうちに意思を相通じた上、本件暴

行行為に及んだことが認められる。」と判示し、A B両名の共謀を認定する。

2. 裁判所は、量刑判断に際して被告人の主導的関与を認め共犯者Bとの量刑バランス及び「近時、児童虐待が社会的にも大きな問題と認識されており、今後同種の事案が頻発しないためにも、厳しい姿勢を示す必要がある。」と判示し、児童虐待防止への抑止効をも考慮して被告人に懲役9年を言渡した。

密室での幼児に対する身体的虐待事案では、本件のように加害者の証言・供述及び医師の証言が犯罪事実の立証の基礎となり裁判所の詳細な検討と適切な証拠判断が必要不可欠である。本判決は、児童虐待事案の証拠に基づく判断形成及び量刑判断として妥当であり、今後の実務の一つの指針となる。

3. 本件傷害致死に至る背景について検討する。Bは、Dと婚姻後被害児童である長女Cをもうけたが、その後Dと離婚しCを連れて飯田市内の実家に戻った。Bは、平成21年5月頃携帯サイトを通じてAと知り合い、6月6日にはCを連れてJ R飯田駅でAと会い、ラブホテルに宿泊して肉体関係を持った。さらに、Aに惹かれたBは、6月8日、CとともにA方に転がり込み、22日までそこに滞在したが、実家から警察に捜索願が提出されるという話を聞いて、実家に帰ることにした。Bは、飯田市の実家に戻り、Cとともに、両親、姉妹らと同居することになった。その間、Aとは、携帯メールを通じて連絡を取り合っていた。7月21日、父親との口論がきっかけとなり、BはCを連れて実家を出て、再びA方で同棲を開始した。

Bは、携帯サイトを通じてAと知り合ってから1ヵ月後に肉体関係を持ち、2日後にCを連れて上京し2週間同棲したが、実家からの捜索願提出を聞いて実家に戻った。Bは、父親と喧嘩して再度Cを連れてAと同居を開始した直後にAと共にCに暴行を加え死亡させた。母親Bの短絡的・依存的行動が、長女Cの死亡の最大の原因である。

【判例2】京都地方裁判所平成22年10月27日判決⁽³⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成21年5月29日頃、トラック運転手A及び妻Bが京都府城陽市内の自宅において、父親Aが長男C(当時生後約7か月)の左大腿部に不詳の方法で暴行を加え、加療約1か月間を要する左大腿骨骨幹部

骨折の傷害を負わせた傷害のケースである。

〔判旨〕 裁判所は、被告人Aの傷害行為について「本件骨折は故意による暴行行為によって生じたものと認めることができ、その犯人としては被告人である可能性が高いとは考えられるものの、そのように断定するにはなお合理的な疑いが残るといわざるを得ない。したがって、本件公訴事実は犯罪の証明がない。」と判示し、被告人に無罪を言渡した。

〔研究〕

1. 本事案は、両親と被害児童のみの部屋で乳児である被害児童に骨折の事実が生じているにも関わらず行為の方法及び加害者が特定出来ないとの理由から無罪が言渡されたケースであり、密室での身体的虐待の立証の困難さを示すものである。

本事案の特徴は、身体的虐待が繰返されていたことを医師が診察の際に疑い、医師から児童相談所に通報され、被害児童は直後に児童相談所に一時保護され、2ヵ月後に正式に入所措置決定がなされている点である。裁判所は、その経緯について「同月30日午後8時過ぎ頃、被告人及び妻は、長男の左大腿部が腫れているとして、宇治徳洲会病院(以下「徳洲会病院」という)を受診した。診察に当たった整形外科医のD(以下「D医師」という)は、長男の左大腿部が大きく腫れていたため、レントゲン撮影を行ったところ、本件骨折が認められた。本件骨折は、骨が垂直に折れた横骨折であり、診察当時、仮骨は形成されていなかった。D医師は、被告人及び妻に対し、長男が本件骨折を負っていることを説明し、受傷原因を尋ねたが、いずれもはっきりした原因は分からない旨を答え、妻が、強いて言えば、近所の沼眼科において、長椅子から床に転落したことがある旨を答えたにとどまった。同日、長男は徳洲会病院に入院したが、入院時の検査等により、長男の身体には、本件骨折のほか、仮骨が形成されていない左上腕部の骨折や、既に治癒していた左脛骨の骨折の既往が認められ、また、右足部、右脇腹部、左肘部及び前頭部にも皮下出血が認められたことから、D医師らは、被告人や妻による長男に対する虐待を疑い、同月31日、京都府宇治児童相談所(以下「児童相談所」とい

う)に通報した。児童相談所は、同日、長男を児童福祉施設に一時保護し、8月1日、正式に入所措置決定を行った。児童相談所の職員は、5月31日以降、妻や被告人から本件骨折等の受傷原因を何度か聴取したが、両名は、前同様に沼眼科での転落事故を述べるのみで、他に心当たりはない旨の説明に終始した。」と判示する。

裁判所は、本件具体的状況の中でCに加害行為を行う可能性が両親であるA B両名にあり、何れの行為であるかの証明がなされていないとして父親Aに無罪を言渡したのである。犯行現場に居た両名が、相互に庇い合い供述するときには傷害結果が発生しながら罪責を問うことは出来ない。本事案では、少なくとも診察した医師の判断で児童相談所に虐待通報がなされ死亡という最悪の結果の発生を防止できたのは、幸いである。

2. 本件発見の端著は、母親BがCの異常に気付き看護師であるAの母親とコンタクトを取り、そのアドバイスに従ったことにある。この間の経緯について、Bは、「5月30日、被告人は午前6時ころ仕事に出かけ、私は午前7時ころ起きて、長男にミルクをあげた。午前9時ころ、長男の体温が下がっていたので、お風呂に入れた。後から考えると、そのとき長男は何かに怯えているようだった。その後、長男を布団の上に寝かせたが、普段ならハイハイをして動き回るのに、その日はずっとぐずぐず言っており、抱っこすると大泣きした。午後1時か2時ころ、長男のおむつを交換した際、左太股がパンパンに腫れ、熱があることに気付き、看護師をしている被告人の母に電話をすると、被告人が帰ったら一緒に長男を連れてくるように言われた。被告人の帰宅後に同母のところに行くと、すぐに病院に連れて行くように言われ、徳洲会病院を受診した。」と供述する。通常、加害者は、隠された身体的虐待の既往症がある場合には発見を懼れて医師の診察を回避する傾向にある。

本件は、被害乳児にとり先の医師の虐待通報と合わせて二重の僥倖に恵まれ最悪の結果を回避し得たケースである。

【判例3】大阪地方裁判所堺支部平成22年10月1日判決⁽⁴⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成22年4月2日頃、同居する男性Aが女性B宅

でBの長男C(1歳6ヶ月)が泣きやまないこと等に立腹し、Cの額を手拳で殴り、頭突きをする暴行を加え加療約1週間を要する顔面及び頭部打撲の傷害を負わせた行為(第一行為)、及び、同月8日頃、座っていたCの背中を左手で支えながらCの腹部を右平手で強く押さえ付ける暴行、同月10日頃、あおむけに寝ていたCの腹部を両平手と右膝で強く押さえ付けるなどの暴行、同月12日頃、Cの額を手拳で殴るなどの暴行、同月13日頃、あおむけに寝ていたCの腹部を両平手で強く押さえ付ける暴行をそれぞれ加え、これら一連の暴行(第二行為)により、Cに腸間膜・小腸裂傷、前額部皮下出血等の傷害を負わせ、同月14日午前2時頃、B宅でCを腸間膜・小腸裂傷による出血性ショック(急性化膿性腹膜炎合併)により死亡させた傷害及び傷害致死のケースである。

〔判旨〕 裁判所は、公訴事実を認め被告人を懲役8年に処した(求刑懲役12年)。

〔研究〕

1. 本事案は、事実関係に争いはなく量刑判断で身体的虐待の背景と行為態様の悪質性に言及する。Aは、キャバクラ店の従業員として働いていた際、同店のホステスをしていたBと知合い、Bが前夫と離婚した後の平成22年1月頃から、Bに養われる形で、B及びCと共に同居生活をするようになった。Cは、Bが夜働いている間、近くの託児所に預けられていた。Aは、Bに養われているという負い目やBが家事をしないことや託児所の費用の負担等の理由から、2月中頃よりCの面倒を見るようになり、Bが働いている間や、朝方に帰宅したBが寝ている間、Cに食事を与えたり一緒に遊んでCの世話をしていた。Aは、犯行の動機について「夜間、被害児が泣いた際、なかなか泣きやまないことにいら立ち、また、同児の面倒を自分一人で見なければならぬこと等によるストレスを発散するなどの理由で本件各犯行に及んだ。」と判示する。Aは、第一行為の際にBがCを病院に連れて行った時、虐待が疑われたことから、第二行為の際には発覚しないような行為態様で暴行をした。裁判所は、被告人の行為態様について「4月8日、10日及び13日ころの

各暴行では、座っていたりあおむけに寝ていたりする被害児の腹部を手やひざを使って強く押さえ付け、両手で腹部をかばおうとする同児の手を払いのけた（中略）4月12日ころの暴行の際は、勤め先が決まり、B方を出て行くつもりでいたことから、発覚をいとうことなく被害児の額を殴り付けた」と判示し、陰湿かつ悪質な行為であるとした。

2. 本事案は、母親Bの加害者Aへの対応に問題が包含されている。Bは、AのCに対する第一行為後の診察時に医師から虐待を疑われていながらCの養育を分担している同居者であるAに対して適切な対応をとることなく、そのまま継続して養育を委ねている。第二行為は、第一行為からわずか1週間後になされCの死の結果を招来させた。Bの対応の不全さが、傷害致死を齎したと言え、保護責任者としての母親Bの不作为も倫理的には問われる。

裁判所は、身体的虐待の背景として「被害児の実母であるB自身の当時の養育等の在り方や、同児よりも被告人との関係維持を優先させた態度が少なからずある。」と指摘する。

【判例4】東京地方裁判所平成22年9月15日判決⁽⁵⁾

〔事実の概要〕本事案は、実母A(48歳)が交際相手である音楽教室経営者B(35歳)と共謀の上、Aの次男C(14歳)を自宅のトイレに約8日と21時間監禁した身体的虐待のケースである。

Aは、平成10年に前夫と離婚後前夫との4人の子供を引き取って養育し、長男と長女が独立して家を出た。平成18年頃、Aは、Bと知り合い、問題行動で学校から呼び出されることのあったCの養育等について相談するようになった。Bは、妻と離婚して長女を引き取って養育していた。平成21年8月頃から、Aは、次女と次男Cと共にB宅に同居するようになった。次女は同年9月頃に自宅に戻ったので、A、B及びCの3人暮らしとなった。Cは、中学卒業後就職の希望を持っていたが、Aは、日常生活においてCが些細な嘘をついたり、約束を破ったり、大人を馬鹿にするような態度をとることを心配し、卒業してすぐに一人前の社会人として生活するためにはそのような行動を直ちに改善する必要があるなどと考え、Bに相談した。Aは、Bから

口で言っても分からなければ体で分からせなければならぬなどと言われ、Bの考えに影響され、自らCに対して体罰を加えると共にBにも体罰を依頼した。同年10月ないし11月頃から、Aは、Cに対して電気コード等で殴るなどの体罰を加え、食パン以外のまともな食事を与えず、台所の座布団の上で就寝するよう強いるなどした。Aは、虐待行為が始まって以降、自分たちの行為が発覚することを恐れ、Cを学校や病院に行かせず、その外出も制限するようになった。Bも、Cに対して拳骨でCの顔等を殴るなどの体罰を頻繁に加えるようになり、木の角材等を用いて殴ったり、ライター用のオイルを手にかけ火をつけたりするなど暴行を激化させた。平成22年2月2日、Aは、銭湯に出かけたCの帰宅が遅れ、寄り道した事実を隠して言い訳をしたことに腹を立て、木の角材で約80回、Bは、約30回Cを殴打し、激しく叱責した。

A B両名は、平成22年2月4日午後7時頃、東京都練馬区内のA方1階トイレ内にTシャツの上にパジャマを着ただけのCを入れ、トイレのドアを閉め、トイレの外側において同ドアからその横の柱に木片を渡し、同木片をネジで同ドア及び同柱にそれぞれ固定して、同ドアを同トイレの内側から開けられないようにして、同月11日午前7時頃までCを同トイレから脱出不可能にした。A B両名は、更に、同月12日午前2時頃、A方トイレ内にCを入れ、同トイレのドアを閉め、同ドアを同トイレの内側から開けられないようにして、同月14日午前11時頃まで同トイレから脱出不可能にした。

〔判旨〕裁判所は、A及びBに監禁罪の成立を認め、Aを懲役1年6月にBを懲役1年4月のそれぞれ実刑に処した。

〔研究〕

1. 本件事案は、実母とその交際相手の男性による14歳男子に対するしつけに端を発する身体的虐待であり、加害行為はエスカレートし、Cの身体症状は、傷口から細菌が感染し両足蜂窩織炎や、左尺骨遠位骨幹部骨折のほか、鼻骨、左前頭骨、頬骨骨折など多数の傷を負った状態であり、特に、両足蜂窩織炎は、解放時頃には炎症が神経まで達して大人用の強い痛み止めが効かないほどに悪化し、自立や歩行することも困難で、このまま放置すれば足の組

織が壊死してこれを切除せざるを得なくなる状況であった。また、Cは、約8日と21時間の間、飲食物として食パン数斤とペットボトル飲料、角砂糖しか与えられず、暖をとったり座って休んだり出来ないように温熱式の便座が取り外され、ブレーカーを落とされ真っ暗なトイレ内に監禁された。

2. 児童相談所は、4か月間のCの不登校を中学校から連絡を受けてAを呼び出す等の対応をしていたが、Aは応じないままであった。身体的虐待の発見の端緒は、C自身がトイレの窓から通行人を通じて近くに勤務している実兄に迎えに来てもらったことによる。Cが、14歳という年齢で体力のあったことが児童相談所の不十分な対応を補完したと言える。被害者が、もう少し年少者であれば生命の危険のあったケースであり、児童相談所の介入の在り方が再検討されねばならない。

【判例5】福岡地方裁判所平成22年9月14日判決⁽⁶⁾

〔事実の概要〕本事案は、実母Aによる次女B(3歳)に対するライターによる3回の傷害行為等と夫Cとの共謀による逮捕監禁行為について傷害罪及び逮捕監禁罪に問われたケースである。

Aは、平成22年3月10日前後頃に福岡市内のマンションの自室で次女B(当時3歳)に対し、点火して加熱させたライターの金属部分をBの左頸部に数回押しつけ、Bに加療約2か月間を要する左頸部3度熱傷の傷害を負わせた。Aは、同月中旬及び下旬にかけて同様の方法で右胸部及び下腹部に数回加熱させたライターを押しつけ、Bに加療約2か月間を要する右胸部及び下腹部3度熱傷の傷害を負わせた。A及びCは、共謀のうえ、同月11日午前零時45分頃、自宅でBを浴室内に連れて行って空の状態の浴槽内に入れ、その右手首をガムテープで水道の蛇口に巻き付けて緊縛し、同状態のまま同日午前8時43分ころまでの間、同人を放置して同所浴室内から脱出することを不能とした。Aは、その後、同日午後10時10分頃、テーブルの上に立っていたBの背中を手のひらで突き押し床に転落させ加療約1週間を要する上口唇白唇部挫滅創、上口唇粘膜部裂創の傷害を負わせた。

〔判旨〕裁判所は、公訴事実を認め被告人Aを懲役3年執行猶予5年に処し

保護観察に付した(求刑懲役5年)。

〔研究〕

1. 本事案は、事実関係及び法的争点のないケースであり実刑判決であるのか執行猶予が付されるかの量刑判断が問題となるケースである。

しかしながら、児童虐待防止との視点からは、身体的虐待の背景事情には考慮すべきリスク要因が内在されている。Aは、離婚、内縁関係の解消を経て経済的理由等から長女及び次女を生後間もない時期から児童養護施設に預けていた。平成21年12月下旬に現在の夫であるCと婚姻し、長女及び次女を児童擁護施設から引取り同居するようになった。

子育て経験のないAが、生後間もない時期から児童養護施設に預けられていた長女及び次女を交えて新たな婚姻関係をスタートさせることには多大の困難が伴うであろう。また、母親と生活を別にしてきた長女及び次女にとり生活環境の変化は、様々な問題を惹起する。次女Bのトイレで出来ていた用便ができなくなったトイレトレーニングの問題や、嘘をつくようになったとの行動態様は、環境の変化に伴う適応障害である。母親であるAは、子どもの問題行動の解決にしつけと称する体罰で対処するのみで子どもの過重な心理的負担への配慮に欠けた対応である。

2. Aの本件身体的虐待の要因は、過去の婚姻生活の破綻に伴う新たな婚姻生活への心理的不安が考えられる。この意味では、虐待の生じ易いハイリスク家庭であり、周囲を含めた社会的支援が必要であった。更に、今後の課題として、保護観察に付されたAは、原因は特定されていないが意識障害にある被害児及び妹への日常的常習的な虐待を目撃した長女との共同生活にはなおリスク要因が内在している。特に、長女への心理的ケアの必要性は大である。

【判例6】京都地方裁判所平成22年5月20日判決⁽⁷⁾

〔事実の概要〕本事案は、被告人が平成18年3月上旬頃から同年5月上旬頃にかけて入院中の4女(2歳1ヶ月)の点滴回路中に多数回に渡って未消毒の注射器に病室備付けのうがいなどに使用するコップに汲み置いた水道水を注

入し両側性多発性肺動脈内血栓塞栓症による呼吸・循環障害により同女を死亡させた行為、同様な方法で平成16年7月8日頃から8月16日頃までの間入院中の3女(2歳)の点滴回路中に3回に渡って使用済みの注射器等に病室備付けのうがいなどに使用するコップに汲み置いた水道水を注入し血管炎等を発症させた行為、同様な方法で平成20年11月28日、12月22日及び同月23日入院中の5女(1歳9ヶ月)の点滴回路中に3回に渡って使用済みの注射器等にスポーツドリンク等を注入して敗血症等を発症させた行為に対して傷害致死罪及び傷害罪に問われた代理性ミュンヒハウゼン症候群(Munchhausen Syndrome by Proxy)⁽⁸⁾のケースである。

〔判旨〕本事案は、3人の娘に対する傷害の事実について争いはないが、4女(2歳1ヶ月)の死亡の結果惹起について争点となった。裁判所は、4女の入院してから死亡するまでの経過、4女の病理鑑定結果及び病理鑑定を行った医師の供述に基づいて、「A(病理鑑定を行った医師＝筆者註)証人の供述によれば、四女の体内から発見された新しい血栓の原因がガーゼ繊維様の異物によるものであり、被告人の注入行為によって体内に異物が混入されたと認められ、その時期については、異物と一緒に血小板や好中球が存在していたという血栓の形成状況からして、死亡の数時間から4日くらい前の間に行われたことが認められる。なお、四女の血液培養の結果、4月27日に、4月24日には検出されなかったクレブシエラ・リノスコレロマティスという細菌が検出されていること、これが24日より以前に体内に存在していたのであれば、抗生剤によって死滅しているはずであって、この間に人為的に混入されたとする以外に、医学的に合理的説明ができないということに照らしても、この間に被告人が注入行為を行ったことが合理的に推認される。(中略)以上より、被告人が、4月21日以降も、5月上旬ころまでの間に複数回にわたって四女の点滴回路中に水道水の注入行為を行ったことが合理的疑いを超えて認められる。」と判示し、被告人を懲役10年に処した(求刑懲役15年)。

〔研究〕

1. 代理性ミュンヒハウゼン症候群に罹患した行為者による身体的虐待事案

は、虐待事実の把握が困難なケースであり、担当医も被虐待児に次々に出現する症状の対処に迫られ全体の把握が困難である。リーディングケースである宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判では、重篤な症状が被虐待児に出現し、何度かの入退院の中で医師が代理性ミュンヒハウゼン症候群を疑訝したことから病因が解明され身体的虐待と判断された。

本事案の発見の端著は、5女が原因不明の重症感染症として京大病院小児科に転院し容体が悪化したため集中治療室(ICU)に移したところ母親には入院直後から点滴のチューブを触るなど不審な行動がみられ、京大病院が詳しい検査を実施した結果、5女の尿から有機化合物のような物質が血液から4種類の細菌が見つかりいずれも通常は検出されないもので警察に相談した。病院は、ICUの監視カメラで録画を開始し、12月12、13、22、23日の4回にわたりカメラの陰になるように5女を不自然な形で抱き寄せ、ポケットに手を入れる母親の不審な行動がみられ、4日間とも、37度から39度の発熱があった。警察官が、母親のバッグなどから注射器2本を見つけ、母親は注射器で点滴に異物を注入したことを認めたことが、全容解明の端著となった⁽⁹⁾。

2. 代理性ミュンヒハウゼン症候群は、詐病の一種で加害者が被害児に対して人為的方法で発病させ、医療従事者がその原因の解明に時間を要し様々の侵襲的検査により被害児に身体的負荷を課す結果となる。場合によっては、生命の危険をも伴うケースもあり、看過されてしまう。

被害児童は、二重の意味で身体的虐待を受ける。第一は、加害者による異物の身体への混入であり、第二は、原因解明のための侵襲的医療検査であり、時には、全身麻酔下にI V Hリザーバーを皮下に埋め込んでの中心静脈栄養や全身麻酔下での小腸粘膜生検や先天性糖不耐症の検査等生命の危険をも包含する検査もなされる。本事例では、5女の入院・転院までに3女の血管炎発症や4女の両側性多発性肺動脈内血栓塞栓症による呼吸・循環障害による死亡の事実が先行する。同居する家族(夫、義父、長女、2女)及び親類縁者は、5人の娘のうち3人が入退院する事実に奇異な感じを受けないのであろうか。より早い発見の端著は、無いのか検討の余地がある。

3. 本事案は、裁判員裁判の対象事件で医学用語や鑑定結果の判断の困難さ及び審理の長期化が懸念された⁽¹⁰⁾。本事案は、2010年5月10日第1回公判段階で過去最長の9日間の長期審理であり、呼び出し状を送付した101人のうち48人が事前に辞退を申し出て認められ、選任手続で出頭した46人のうち12人の辞退が認められ、裁判員に女性5人、男性1人、補充裁判員に女性3人、男性1人が選任された。第1回公判では、検察側は医師への証人尋問に備え、裁判員らに病理学用語66語を解説した8頁の冊子を配布し、被告が点滴に異物を混入する様子を録画した監視カメラの映像を映し出した⁽¹¹⁾。

本事案は、4女の点滴回路への水道水の注入の最後の時期が争点となり公判の多くの時間が割かれた。第2回公判では5女の主治医及び4女の主治医の証人尋問が行われ、第3回公判では4女の死因を鑑定した病理解剖の専門医の証人尋問が行われ、第5回公判では精神鑑定医の証人尋問が行われ、医療裁判の様相を呈した⁽¹²⁾。

【判例7】旭川地方裁判所平成22年4月12日判決⁽¹³⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成21年3月28日午後4時過ぎ頃、仕事場から帰宅した内縁の夫Xは居間で焼酎を飲んだり台所で夕食の仕度をした後、家族6人で居間で一緒に夕食をとった。Eが食事を全部食べたかを巡ってXと同棲相手の女性Aとは口論になり、Aは、Xから髪を引っ張られ脇腹を1回殴られたことから子どもたちに怒りをぶつけようと思い子供たちに冷水のシャワーをかけたり冷水を張った浴槽に沈めようとして、実子B・D・Eの3人を浴室に連れて行きそれぞれ服を脱がせて浴槽の中に立たせ浴槽に水を入れた。間もなくしてXも浴室に行き、浴槽の水がたまるとD、Eをそれぞれ仰向けの状態で額を右手で押さえて浴槽の冷水の中に沈めた。次に、Xは、B（4歳）の左腕を左手でつかみ、回転させるようにしてうつ伏せの状態にし、その後、左腕で太ももをつかみ右手で後頭部を押さえて沈めた。その際、Bが、強く暴れたので5秒程して浴槽の栓が抜け、Bは真っ赤な顔をしてはあはあと息をしていた。Xは、自ら浴槽に栓をした後、同様にBをうつ伏せの状態に沈め始めたが、Bが暴れて5秒程して再び栓が抜けた。Xは、Aに

「栓すれ」と命じた後、1分後、再びBを10秒程沈めた。Xは、午後8時10分頃、浴槽内に倒れているBを発見し、心臓マッサージや人工呼吸などの蘇生措置を行った。Aは、同12分119番通報し、同37分、BはH病院に搬送され、翌29日午前5時32分頃、搬送先のH病院で溺水による遷延性窒息により死亡したという傷害致死のケースである。

〔判旨〕本事案は、自宅密室での身体的虐待であり目撃者はAのみであり被告人Xの供述とAの供述の信用性が争点となった。なお、C(6歳)は、期日外尋問において「被告人が、AとBが浴室に行ってから、救急車が来る少し前にAに起こされるまで、子供たちが寝る部屋で寝ていた。」と供述している。裁判所は、X・A・C及びBの解剖をした医師Fの供述を詳細に検討し、「Aの前記供述は、その信用性が高いとすることができるのに対し、被告人の前記弁解供述は信用することができず、Aの供述によれば、被告人が検察官の主張する暴行に関与していたこと、すなわち、被告人がAと共謀して、本件当日の午後7時30分ころから午後8時10分ころまでの間、Bに対して、判示の暴行を加えたことを認めることができる。」と認定し、Xを懲役8年に処した(求刑懲役10年)。

〔研究〕

1. 密室での犯罪の証明が非常に困難であることは、刑事裁判の立調において共通である。裁判所は、このような事案では密室空間に居た者の供述を解剖所見等の客観的証拠及び供述と照合しながら犯罪事実の証明がなされているかを検討する。本事案では、被告人Xの弁解供述、母親Aの供述の変遷及び実子C(6歳)の期日外尋問供述がある。

公判では被害児Bの死亡時刻が争点となり、弁護人は犯行時刻Xは寝ていたと主張しCも同様の供述をしている。裁判所は、6歳のCの供述に対しては「一般的に刷り込みや誘導、暗示の影響を受けやすい年齢であるから、その供述の信用性は慎重に検討すべきである。」と判示する⁽¹⁴⁾。

Xは、公判廷で「私は、Aに救急車を呼ぶようにと言ったところ、Aに、なんと言えばいいのかと聞かれ、『下の双子を風呂から上げて、着替えさせ

ているうちにBが沈んだってことにしないと、お前が悪くなるぞ。』と言った。そして、救急車が来るまでの間、Aに対し、『お前が見つくて、俺を起こしに来たってことにしないとお前が悪くなるぞ。』などと言った。さらに、AがBに付き添って救急車に乗った後、私は、Cに対し、私は寝ていて、AがBを見つけて、Aが私を起こしに来たと言わないとAが悪くなる趣旨の内容を3、4回ほど繰り返し伝え、Cに覚えさせた。」と供述する。

裁判所は、Cの供述にはXによる示唆があり信用性がないと判示する。母親Aは、Bへの身体的虐待の関与について「被告人に殴られて苛立った気持ちを3人の子供たちにぶつけるため、3人の子供たちを自ら浴室に連れて行き、浴槽に水を入れて、水に沈めるための準備をして、犯行のきっかけを積極的に作ったこと、被告人が子供たちを水に沈めている間、かわいそうな気持ちが半分と、ちょっと楽しんでいる気持ちが半分あったこと、Bを沈めている途中で浴槽の栓が抜けたので、自ら栓をしたこと、3回の水没行為後、3人の子供たちに冷水のシャワーをかけた。」と供述する。

裁判所は、Aの供述の信用性について「Aの供述は、F医師の供述と整合し、本件犯行に関わっていたという自らの不利な事実を含む具体的かつ詳細で、臨場感や迫真性に富むものであり、Aには、被告人を巻き込むほどの強い動機もうかがわれない。一方で、争点との関係において、Aの供述の信用性を疑わせるほどの事情も認められない。したがって、被告人がBに対する暴行に関与していた旨のAの供述は高い信用性を肯定し得るものといえる。」と判示する。他方、裁判所はXの供述については、供述の変遷についての合理的説明がなされていない点、F医師の被害児の所見に関する供述との齟齬、Cの供述への誘導摺り込みの点、児童相談所の面談の際の対応等の点から、「被告人の供述には、不自然で不合理な点が多数見られ、寝ていたので本件には一切関与していないという被告人の弁解供述は、信用することができない。」として信用性を否定した。

2. 本事案の特徴は、被告人X及び母親A両名により本件加害行為以前から身体的虐待行為がなされ、次第にエスカレートしていった点、児童虐待につ

いて保育園が疑いを持っていた点及び母親の男性への依存傾向である。

裁判所は、第1の点について「被告人らは、本件犯行の約3、4か月前から、子供らをクローゼットや布団ケースに閉じ込めることを始め、次第に内容をエスカレートさせ、平手や拳で殴打したり、冷水のシャワーをかけたり、冷水を張った浴槽に沈めるなどの虐待行為を繰り返すようになっていった結果、本件犯行に至っている。(中略)被告人の暴行がしつけの範囲内とは到底いえない。本件犯行は、常習的な虐待行為の一環であり、一過性の偶発的な犯行ではない。」と判示する。

母親Aは、平成20年11月上旬にXと知り合い交際を始め、同年12月上旬からいずれも実子C(6歳)、B(4歳)、D及びE(D、E両名は双生児)を連れてX宅を訪れるようになり、平成21年1月上旬から、4人の子供たちと共に被告人方で同棲を始め、同年3月28日に本件犯行に至った。子どもへの虐待は、X宅へのA及び実子4名の訪問直後からXのしつけのためとの理由から開始され、Aは止めることなく自らも加わり常習化するに至っている。X及びA両名の虐待の様子は、冬の稚内で冷水のシャワーをかけたり、冷水を張った浴槽に沈めるという危険なものであり、Aの黙認ないし追従行為は、一緒に居る男性への依存傾向に基づく迎合的心理の表象である。

【判例8】大阪地方裁判所平成21年8月28日判決⁽¹⁵⁾

〔事実の概要〕本事案は、父親Aが自宅に於いて長男B(5ヶ月)の両足首をつかんで逆さにし、Bの顔面を平手で10数回殴打する等の暴行を加えたほか、不詳の方法によりBの頭部を殴打あるいは床等の硬質性の物に打ち付ける等一連の暴行によりBに重度精神運動発達遅滞等の後遺症を伴う加療約3か月を要する外傷性クモ膜下出血、急性硬膜下血腫、頭蓋骨骨折、急性脳腫脹等の傷害を負わせた身体的虐待のケースである。

加害現場である自宅には、父親A及び母親Cの両名しか居なかった。事実経過は、以下の通りである。平成17年10月23日、Aは、B及びCと共にAの実家に行った。A及びCは、Aの実家でAの両親や姉らと夕食をとった後、自宅に戻った。なお、Bは、夕食時にはきちんとミルクを飲んでいて、Cは、

自宅に戻りBを4.5畳和室にあるベビーベッドに寝かせ、隣室の4.5畳洋室において着替えをした。Aは、和室に行ってベビーベッドに寝ていたBの顔にタオルケットをかぶせた。Cは、着替えて洋室から出てきてBの顔にタオルケットがかぶせられているのに気付いた。その後、Aは、Bを風呂に入れるため一人で風呂に入った後、Cが連れてきたBを風呂に入れた。AとBが風呂に入っている間、Bは、眠たそうな様子ではあったが泣くことはなかった。しばらくして、Cが風呂場に行くと、Aは、Bの両足首をそれぞれ両手でつかんで逆さ吊りの状態にしており、Cが咎めると、AはBを抱き直してCに渡した。この時も、Bは、泣いておらず眠たそうな表情をしていた。Cは、Bを和室に連れて行ってベッドに寝かせ、服を着せてからミルクを飲ませようとしたがほとんど飲まずにBは寝てしまった。その後、風呂から上がったAは、Bの両頬を右手でたたいたが、Bは泣くこともなく眠たそうな表情をしていた。その後、Cが一人で風呂に入っている間に、Aは、Bの前額部をテレビのリモコンでたたいたが、Bが泣き声をあげることもなかった。風呂から上がったCは、Bの様子を確認したが特に変わった様子はなかった。AとCは、23日午後11時過ぎ頃、和室にあるベッドに入ったところBが鼻を鳴らすような症状を呈しており、AがBの寝息がうるさいなどと文句を言ったので、CはBを洋室に連れて行きそこで二人で寝た。Cは、24日午前2時頃に目を覚まし、Bにミルクを飲ませようとしたがほとんど飲まずに眠ってしまった。Cは、翌日午前6時頃に目を覚まし、Bの目が上転しているのに気付いた。Aは、午前7時過ぎに目を覚まし、仕事に出かけた。Cは、午前7時半頃、Bを和室に連れて行ってベッドに寝かせたところ、Bの顔面は蒼白で目が上転し手足が痙攣しており、呼び掛けても反応がなかった。Cは、Aの母親に相談をして、同日午前8時15分頃、救急車を呼んだ。午前8時23分頃、救急隊員は、A方マンションに到着し、搬送中の救急車の中でCからBの症状等を聴き取った。Bは、搬送中の車内で何度か呼吸停止状態になることがあり、同日午前8時43分にD病院に搬送された。

検察官は、本件公訴事実の傷害を生じさせた暴行行為としてAが〔1〕風

呂場でBの両足首を両手でつかんで逆さ吊りの状態にした行為、〔2〕風呂から上がった後にBの両頬を平手で10数回殴打した行為、〔3〕本件和室においてBの頭部を角や陵のある硬質性の物により又は当該物に対して強く打ち付けた行為を挙げた。裁判では、Aが第3の行為を加えたか否かが争点となった。

Bの傷害の原因行為及び受傷時期の特定は、Bの救急搬送時の記録、診療録、レントゲン・CT・MRI写真等の客観的証拠と目撃証人である母親Cの証言及び医師の供述を基に検討される。

〔判旨〕裁判所は、母親Cの証人尋問での供述が変遷している点と客観的証拠からCの再尋問における供述を全面的に信用することは困難であると判示し、「本件の最大の争点である、被告人が、被害者に対して、〔3〕の暴行を加えたかという点について、このことをうかがわせるCの供述は、様々な疑問点を払拭することができず、これを直ちに信用することは困難である。そして、このほかにこの事実を認めるに足りる証拠は存在しない。」としてAに無罪を言渡した。

〔研究〕

1. 密室での身体的虐待は、本事案のように被虐待児と夫婦の場合には目撃証人の供述が重要であるとともに目撃供述の信用性を担保する客観的証拠との整合性が大きなポイントとなる。検察官は、目撃証人である母親の供述を犯罪立証の論拠とした。裁判所は、被虐待児の重篤な傷害結果が惹起され、加害者が夫婦のいずれかであることが明白である場合に、両者の供述と客観的証拠を精査して供述の信用性を判断し、被告人の犯罪立証に十全であるかを検討する。

裁判所は、「本件は、被害者に対する何らかの傷害行為が密室内で行われたことが疑われる事件であり、しかも、その犯人は、被告人かCのいずれかである可能性が極めて高い事件であると考えられる。捜査官としては、被害者の症状等が記録された診療録等の客観的記録を精査した上で、本件傷害の原因行為がどのようなものであったのか、それが行われたとすればどのような

な時間帯にどのような方法で行われたのかの特定に努め、それを前提に、犯人が被告人であるかCであるかを捜査すべきであると考えられる。そして、本件において、仮にこのような捜査が行われていれば、当然のことながら、診療録等に記載されたCの申告内容を把握することができたはずであり、そうであれば、Cの捜査機関への供述内容が虚偽であることが判明するとともに、被告人及びCが当時の被告人方に帰宅したときの状況、帰宅直後の被告人及びCの行動等が重要な問題となり得ることも理解できたはずである。そして、本件傷害の原因となり得る角のある硬質性の物の存在の有無、当該物について本件傷害の原因行為が行われたことをうかがわせる痕跡の有無等に関する捜査も行われたはずである。捜査官が、このような当然調べるべき客観的証拠を調べていなかったというのであれば、Cの供述するところが真実であって被告人の弁解を不合理であると安易に決めつけた上で、その取調べを行っていたといわれても仕方がない。そうすると、十分に供述を聞いてもらえなかったためにあきらめて、自らの意思に反する供述調書が作成されることになったという被告人の言い分を直ちに排斥することは困難であるといわざるを得ない。」と判示し、捜査手法について批判する。

本事案は、【判例2】と同様に無罪事例であるがその理由を考えるうえで重要なケースであり、今後の虐待事案捜査の参考に供するところ大である。

II. ネグレクト事例 (Neglect Cases)

【判例9】札幌高等裁判所平成22年8月31日判決⁽¹⁶⁾

〔事実の概要〕本事案は、X(30歳)が交際相手A(24歳)の次女C(3歳)に暴行を加えて死亡させ遺体を遺棄した身体的虐待と長女B(4歳)に暴行を加えて傷害を負わせたにもかかわらず治療を受けさせることなく放置して死亡させ死体を遺棄した身体的虐待及びネグレクトのケースの控訴審である。

平成18年9月7日午後4時40分頃、Xは、マンション自室において、A、B、Cと共に弁当を食べ終えた後、BとCに腹筋運動をさせることにした。Bは、布団の上でXに両足を押さえられて、腹筋運動を5回やり、続いて、

Cが腹筋運動を始めたがうまく上体を起こすことができず肘を布団の上についてしまった。Xは、Cに腹筋運動をさせようとしたが上手くゆかず怒りを覚えた。午後4時45分頃、Xは、仰向けになっていたCの両足の足首をそれぞれ片手で掴んで立ち上がり、Cは逆さ吊りの状態になった。Xは、そのままCの身体を前後に数回振った後Cを床に下ろした。その後、Cは、意識を喪失した。Cが意識を喪失した後、XとAは、Cの意識を回復させようとしてCを風呂場に運んで1分位シャワーをかけたり、脱衣場に移してCの口にストローを差し込み喉の辺りを突いて刺激したりしたがCの意識は戻らなかった。Aは、再びCの口にストローを差し込んでストローの反対側を自分の口で吸ったところ、小さくなった米粒が5、6粒ストローの中に入り、さらに数回ストローを口に差し込んだところ、そのたびに米粒が5、6粒ずつストローの中に入ってきた。更に、XとAは、掃除機の先端をCの口に差し込んで異物を吸い出そうとしたがCの口が小さかったためうまく差し込むことができなかった。午後5時15分頃、Cの心臓は動いていたものの呼吸をしていなかったことから、Aが人工呼吸を行った。Xも、「やばい、息してないよ」などと言いながら、心臓マッサージをするなどした。このようなことを2人で10分から15分くらい行ったが、Cの意識は全く戻らなかった。その間、Aは、Xに救急車を呼ぶように頼んだが、Xは救急車を呼ばなかった。Cは午後5時30分頃、(1)高位頸髄から脳幹にかけての損傷による意識障害と呼吸障害により、(2)同損傷による意識障害と呼吸障害に伴う舌根沈下若しくは異物による気道閉塞による窒息により、(3)頭部外傷に起因する(ア)全身痙攣に伴った嘔吐物の誤嚥若しくは舌根沈下による気道閉塞、(イ)意識喪失に伴った胃内容物の逆流による気道閉塞のいずれか若しくは(ウ)これらの競合による窒息により、又は、(4)頭部外傷に起因しない胃内容物の逆流若しくは意識喪失に伴った舌根沈下による気道閉塞による窒息のいずれかにより死亡した。

その後、Xは、Aと共謀し、同日午後7時15分頃、自室でCの死体をバスタオルで包みボストンバッグに入れてクローゼットに隠した。Xは、翌8日

午前10時25分頃Cの死体が入ったボストンバッグを同所から持ち出してタクシーのトランク内に積み込み、転居先の部屋まで運搬し、同日午前10時40分頃、クローゼットに隠し、同月13日頃、ボストンバッグを布団用圧縮袋などに入れた上、ダンボール箱に入れて梱包してからクローゼットに再び隠した。

同月20日午後8時30分頃、Xは、A及びBと3人でリビングルームの中央に敷いた布団の上で夕食のカレーライスを食べ始め、午後9時頃、Xは、Bの着ていたTシャツの左胸の下辺りにカレーの染みが付いているのを発見した。Xは、Bがカレーの染みを自分に隠そうとしていると考え、Bに糺したが、Bの態度に納得せず、Bを風呂場に立たせた。

Xは、風呂場で、Bに対して、「おしっこしたくなったらちゃんと呼ぶんだよ」と言い、Bを風呂場に残してリビングルームに戻った。数分後、Xは、再び風呂場に行き、脱衣場で風呂場に立っているBの左頬を右掌で1回叩いた時、Bは後方に倒れて、身体を背後の浴槽の壁にぶつけ、その反動で前のめりに倒れ込み床上の隅に置いてあったシャンプールックにぶつかり洗い場に倒れた。そして、Xは、立ち上がったBの頭の上あたりを右手拳で1回殴打し、程なくしてBは意識を失った。意識を失ったBは、肘を曲げて手を握って身体はえび反りないしまっすぐ伸ばした状態になった。午後9時30分頃、Bは失禁しており、XとAは、Bの服を着替えさせたところ、それから10分位経ってから、Bは約10分間にわたりいびきをかいた。翌21日午前4時頃までの間、Aは、Bの様子を見続け、時々呼びかけたり身体をさすったりしていた。午前3時頃、Xは、Aに、「多分、明日くらいには目を覚ますと思うけど、目を覚まさなかったらどうするかな。今はまだ食べ物が入っているからいいけど、それももっても1日だな」、「そばに置いておいたら何日か後に死んじゃうかもしれないな」、「このままBを自分のそばに置いておるか、それともどこかのホテルに連れて行ってお前の親に電話して迎えに来てもらうか、どっちか選べ」等と言った。Aが「親に迎えに来てもらいたい」と言うと、Xは「そんなことしたらお前Bに会えなくなるんだぞ」、「お前の親にBを渡したからって、すぐに救急車を呼んだりはいしないぞ」等と言い、

その後「明日の朝までBがこのままだったらそうするか」等と言った。また、Xは、Bの額に手を当てて「頭は熱くないし、腫れてないから脳は大丈夫だ。植物人間にはならないな。1日様子を見るか。心臓の音も安定しているから急変することはないよ」と言った。その後、XとAは、仮眠を取り午前7時に目を覚ましたところ、Bは再度失禁していた。Aは、「B」と呼びかけ、よだれをタオルやティッシュで拭くなどしたが意識は戻らなかった。午後0時頃、買い物から帰った際、Bの様子は、まだ呼吸もあり、心臓も動いており、Xは、「心臓が安定しているから大丈夫だ。飯を食ったら1時間くらいまた寝よう」等と言って、午後1時から1時間程度、XとAは仮眠を取った。午後3時過ぎ頃、Xは、「Bには水だけやっていれば大丈夫だ。ストローで水を飲ませるか」と言い、XとAは、ストローでBの口に水を垂らしたところBは水をやるたびに喉を動かしていた。午後4時からXとAは仮眠し、目を覚ました午後6時頃にBの様子を確認したところ、Bは既に左硬膜下血腫により死亡していた。Xは、Aと共謀の上、同日午後7時30分頃、自室において、Bの死体をバスタオルで包み、布団用圧縮袋などに入れた上ダンボール箱に入れて梱包した後、クローゼットに隠した。

原審札幌地方裁判所は、長女B及び次女Cに対する傷害致死罪及び死体遺棄罪の成立を認めXを懲役17年に処した(求刑懲役25年)⁽¹⁷⁾。

弁護人は、本位的訴因である不作為の殺人の訴因と追加された傷害致死の予備的訴因の間には公訴事実の同一性が認められないとして刑訴法312条1項に違反する等として控訴した。

〔判旨〕裁判所は、「本件の殺人と傷害致死の訴因は、被告人が原判示第4の被害者であるB(交際相手であるAの長女。以下「長女」という。)に暴行を加えた後、放置し、長女が死亡したという一連の事実関係のもとで、いずれも長女の死という一つの結果に因果関係を有する行為に関するものであり、実行行為を暴行行為とみると本位的訴因の成立が、その後の放置行為とみると予備的訴因の成立が検討されることになり、具体的には、検察官の主張や証拠関係等をみると、本件争点となった救命可能性が認められれば本位的訴

因が成立し、救命可能性が認められなければ予備的訴因が成立するという関係にあって、一方の訴因が認められて有罪となれば他方の訴因を新たに公訴の対象として問題とする必要がないという関係にあるものであって、その意味において、原判決が説示するとおり、両訴因は犯罪を構成する事実関係の基本的部分が社会通念上同一と認められるのであって、公訴事実の同一性を認めることができる」と判示するとともにその他の控訴理由も排斥して控訴を棄却した。

〔研究〕

1. 札幌高裁の判断は、本位的訴因と追加された予備的訴因との間に公訴事実の同一性の有無に関する専ら刑事訴訟法上の論議が中心である。なお、裁判所は、共犯者Aの供述について信用性を欠くとする弁護人の主張に逐一検討を加え、信用性を肯定する原審の判断を支持している。

原審は、密室での児童虐待事案の特徴である目撃者の供述の信用性を検討する前提として、「本件各争点にかかる事実を検討するに当たっては、被告人と同居していたAの証言の信用性判断が重要となる。特に、Aは、本件の判示第2、第5の各死体遺棄について被告人との共同正犯として、判示第4（本位的訴因の殺人）については、保護責任者遺棄致死の限度で被告人との共同正犯として、それぞれ起訴されており、本件で証言した当時は自己の公判が係属中であつたことや、Aは判示第3の暴行の被害者ともされていること、そして、何よりも、死亡した2人の幼い子が自分の娘であること、被告人が同棲相手であることなどに照らせば、Aには、自己の刑事責任の軽減や被告人への報復心を含む複雑な心情等の理由から、虚偽の供述をするおそれがあることは否定できない。」との視点からAの供述を慎重に精査した上で信用性を認めている。

2. 本事案では、Bの死亡結果について被告人を不作為の殺人罪で訴追するには被告人の作為義務、作為の可能性・容易性及び救命可能性が充足されねばならない。原審は、Bの母親Aと共にBの生活を統御しかつ自己の暴行という先行行為から排他的支配を認め被告人に作為義務を認めた。札幌高裁は、

被告人に作為の可能性・容易性を認め、Bの救命可能性については医師の見解が相反した。裁判所は、「Bが4歳の小児であり、脳挫傷を伴わない急性硬膜下血腫であること、そして、他の臓器には損傷がないといった良い条件が備わっていることからすれば、一般に予後は良いものと認められ、F医師とG医師がその経験をも踏まえて長時間にわたり救命可能性が認められる旨を証言していること、H医師も救命可能性があったと供述していることなどは、本件の救命可能性を相当程度強く推認させるものといえる。F医師とG医師は、解剖所見等の動かし難い事実を基に所見を述べたものであり、受傷直後の状況についても説得力に欠けるところはないものの、他方で、伝聞にわたる点が多いために、この部分についてはその所見の柱とはせずに検討を進めているものと考えられる。このような検討方法からしても、その所見の信頼性は高いものといえる。しかしながら、他方、M医師は、救命可能性を否定しており、これまでにみてきたとおり、その論拠とする知見等に解剖所見や文献等と矛盾するような点は見当たらず、これを不合理ということはできない。M医師は、受傷直後からの意識喪失状態をも重視しているものと考えられるところ、受傷直後の意識状態等については、医師による正確な判断ではないこと、医学的に意識状態等を判断するために重要と考えられることについて、そのような事実があったにもかかわらず、素人的に重要な事実とは考えなかったために供述していないことも考えられることなどから、これをAらの供述にあるままに受け取ることには慎重であるべきにしても、M医師もそのような点を踏まえた上で所見を示したものだといえること、そして、このような検討によっても、解剖所見等と矛盾する点は見当たらないこと、受傷後のBの状態については、除皮質硬直状態にあったということが素直とも思われることなどからすれば、既にみてきたとおり、M医師の所見の信頼性も否定し難いというべきである。本件において、Bを救命できたというには、少なくとも合理的疑いが残るといわざるを得ない。」と判示し、救命可能性を否定した。

救命可能性の判断は、医学的にも見解の分かれる困難な問題ではあるが、

ネグレクトの成否にとっては保護責任者遺棄罪の構成要件に該当するか否か重要な論点である。

3. 被告人とAとの接点は、平成18年7月21日、被告人がAの働く風俗店で接客を受けて知り合い、Aに好意を抱き、Aが働く風俗店やその他の場所で何度も会い、電話や携帯電話のメールで連絡を取り合うなどしていた。被告人は、当時、婚姻して一女をもうけていたが、同年4月27日、DV法に基づく保護命令を受け、妻子に対する接近を禁じられていた。Aは、当時婚姻しており、夫Dとの間にB、Cの2女をもうけ4人で同居して生活していたが、夫に対し仕事が長続きしないこと等から不満も抱いていた。

Aは、8月9日、BとCを連れて被告人宅に行き、その日は4人でラブホテルに宿泊し、翌10日には一旦自宅に帰った後、再び被告人のもとに戻りその晩も4人で同じラブホテルに宿泊し、翌11日以降、Aは、B及びCと共に被告人宅で生活を始めた。被告人の身体的虐待は、同居後1か月足らずでCを死亡させ、その後、2週間足らずでBを死亡させるに至っている。被告人は、妻へのDVにより接近禁止命令を受けており、6年前にも交際相手の女性に対する傷害、恐喝の罪で懲役2年執行猶予5年の判決を受け、粗暴で短絡的な性向が顕著である。

出会ってから2か月弱で惹起されたB及びCの身体的虐待による死亡は、被告人の暴力性に起因するものであり、母親A自身の「殴られる女」(battered woman)としての依存性が背景となっている。

本件ネグレクトの顕在化の端緒は、B死亡の2日後、被告人に恐怖を抱いたAが近隣のホテルに駆け込んで保護を求めたことにある。

【判例10】大阪地方裁判所平成22年8月2日判決⁽¹⁸⁾

〔事実の概要〕本事案は、被告人X(39歳)と内縁の妻A(34歳)が共謀して平成21年3月中旬頃以降、自宅でAの次女B(9歳)に対し身体的虐待を繰り返す中、Bが極度に衰弱し身動きも不自由な状態になったのを認めながら、わずかな飲食物を与え、玄関土間やベランダで寝具を用いずに就寝させ死亡させた後、XがA及び知人男性CとともにBの死体を車で奈良市内の共同墓地

に搬送し埋めた身体的虐待とネグレクトの併存するケースである。

Xは、実子と共に平成20年10月中旬頃からA及びAの双子の姉妹B、Eの5人で自宅マンションで生活を始めた。Xは、平成20年12月頃からB及びEの勉強の面倒をみるようになり、両名が勉強を怠けた場合等に反省させるため夕食を抜いたり、ベランダに出したり、時にはあまりひどくない程度に手を上げたりするようになった。B及びEは、平成21年1月8日の3学期始業式の日にHが担任のクラスに転入した。Hは、同月15日、Bの左頬に2本の線状の痣があるのを発見し、BやEに事情を尋ねたところ、Bらは、実父方にご飯を食べに行きX方への帰宅が遅くなったので新しいお父さんXから叩かれたと答えた。担任Hは、Bに対するXの虐待を疑い、学年主任と養護教諭に相談した。翌16日、学年主任と養護教諭がB及びEに事情を聞いたところ、両名は、宿題を怠けると食事を抜かれたり、寝かせてもらえないことがあると話した。報告を受けたHが、X方に電話をかけたところ、Aが電話口で応対し、「顔の痣は、新しいお父さんから叩かれそうになりよけようとしてぶつけたものである。食事や睡眠の件については、Bたちはよく嘘をつく。妄想癖がある。」と言って事実を否定した。同月中旬頃、Eは、Xに説教されたことなどからX方を出て実父D方で生活するようになった。同月10日夜、Xは、Bが漢字の勉強を一部怠けたことで長時間説教しBの左頬をつねったところその部分に青痣ができた。Xは、青痣を見られた場合Bを虐待していると疑われると懸念し、翌日からBに学校を休ませた。同月11日以降、Aは、学校に対し発熱や体調不良を理由にBを休ませるとの連絡を何回かした。Xは、担任Hからの問合せの電話に対して「(Bは)和歌山のおばあちゃんに面倒をみてもらっている。」等と説明した。同月15日頃、Xは、Bが漢字の勉強を怠けたことについてAに嘘を言ったことからBを叱りBの頭を拳で叩いたり、頬をつねったりした上、夕食を与えず、居間か台所で布団なしで寝かせた。この頃、Xは、Bを説教の途中で刃が開いた状態の折り畳み式のナイフを持ち出した。Aは、Bをかばったところ、Xから「二人で出て行け。」と言われた。この頃から、Xは、Bの頬をつねったり、頭や顎を手拳で殴打

したり、座っている状態のBの太股を蹴ったり踏みつけたり、髪の毛を引っ張ったり各種暴行を加えるようになった。また、同月15日頃以降、XがBをベランダに出して放置する時間が徐々に長くなり、何時間もベランダに出されたり、Bは玄関土間や台所に敷かれたレジャーシート上で生活させられるようになった。更に、同時期以降、Xは、Bに皆と同じものを食べさせないようAに指示し、Bの食事は、1日当たり大きめのおにぎり1個となり、その後は、バナナ1本ないし3本くらいになった。同月22日深夜から翌23日未明にかけて、Xは、Bが以前ベランダに出されていた際に籐かごの中に小便をしたことについて嘘をついたことに激怒し、Bの頭を平手や手拳で叩いたり、脛や太股等を足で蹴りつけ、その間、木製のまな板で頭部を叩いたところまな板が二つに割れた。その後、Xは、包丁を持ち出してBに示す等したが、Aに取上げられた。Xは、Bの胸ぐらか腕を掴んでBの身体を何度もドアにたたき付け、Aはドアにはめ込まれているガラスが割れると危ないと思ってXを止めた。この騒ぎにより近隣住民が110番通報し、警察官が、X方を訪問した際、AはXの指示で夫婦げんかであると伝えて警察官を帰らせた。

3月後半、Bが口内炎が痛いと言い出してから、Bの食事は子供用の茶碗に入れた雑炊を朝夕1杯ずつ与えるだけになり、Bの就寝時も台所や玄関土間等で寝具なしの状態であった。4月5日午前1時過ぎ頃、Xは、下着の上にスウェットの上下を身に付けただけで裸足の状態のBをベランダに追い出し、同日午前2時頃、Xは、Aに指示して雑炊1杯をBに与えた。同日午後3時半頃、Xはベランダで横になった体勢のBに声を掛けたが全く反応がなく、Bを台所に運び入れた。同日午後4時過ぎ頃、知人男性CがX方に赴きBの死亡を確認した。7日午前零時過ぎ頃、X、A及びCは、奈良市内の墓地までBを車で搬送し、身元が判明しないようにBの死体を全裸にしてから埋めた。なお、Bの死亡後、被告人は、Bが怒られて家出をしたことにして警察に捜索願を出す準備としてBの失禁の度に下着を捨てていたので下着を購入する等していた。本事案の公判時点で、共犯者Aは懲役8年6月、共犯者Cは懲役2年6月執行猶予4年に処せられていた。

〔判旨〕 裁判所は、被告人の捜査段階及び公判供述を被害児童Bの小学校の担任教諭H、共犯者である母親A及び被告人の知人C等の公判供述と精査しながら、被告人の公判における弁解供述の信用性は著しく低いとし、被害児童Bの小学校の担任教諭H、共犯者である母親A及び被告人の知人C等の公判供述内容に沿って事実認定をする。

裁判所は、弁護人が争点としてあげる（1）被告人の先行行為による保護義務、Bについての要保護状態及び被告人におけるその認識の有無、（2）被告人による不保護及びその故意、（3）不保護の動機、（4）Bの死亡原因、（5）Aによる先行行為及び被告人とAの共謀について検討し、保護責任者遺棄致死罪の成立を認め、被告人を懲役12年に処した（求刑懲役17年）。

〔研究〕

1. 密室でなされた児童虐待は、目撃証人等加害者の実行行為を証明する客観的証拠の乏しい立証の困難なケースが大半である。本事案は、被害児童Bの身体的虐待の傷跡を目視し、事情を被害児姉妹から聴取した小学校担任教諭の供述及び虐待現場に同席した共犯者である実母及び死体遺棄を手伝った被告人の知人の供述が存在し、事実認定の比較的容易なケースである。

裁判所は、被告人の供述と相反する共犯者Aの供述について「Aは、その証言時には、被告人と同一事実で一審で有罪判決を受け、控訴するか検討中の立場にあったものの、その供述内容は、弁護人の反対尋問によっても揺るがずほぼ一貫していることや、Aが本件保護責任者遺棄致死事件における被告人の関与状況について供述する部分は、そのほとんどがその共犯とされているA自身の不利益にも働き得る事柄であって、こうした点についてことさらに虚偽の供述をするとも考え難いし、Aには、自己の刑責を被告人に押し付けようとする態度も見出せない」と判示し、供述の信用性を認めている。また、裁判所は、共犯者Cの供述について「Cは、本件死体遺棄事件の共犯者ではあるものの、その証言時にはすでに同事件について事実を認めて懲役2年6月、執行猶予4年の判決が確定していた上、同人とBとの関係や本件への関与の内容・程度等に照らすと、今後、本件保護責任者遺棄致死事件の

共犯者として起訴される可能性も事実上考え難い状況にあったものであるから、公判供述時点においてもなお、偽証罪で上記執行猶予が取り消されて服役する危険を冒してまで、自己の刑責を免れるために虚偽の供述をする理由は見出し難い。」と判示し、供述の信用性を認めている。

2. Aは、夫D(38歳)との間に長女及び双子の姉妹の5人家族であった。被告人及びAは、平成20年9月頃、飲食店で客同士として知り合って交際を始め、同年10月中旬頃、被告人方で、A及び双子の姉妹であるB及びE並びに被告人の実子であるFと5人で生活を始めた。Aは、同年11月、前夫と離婚し、被告人とは遠からず結婚する約束をしていた。Eは、平成21年1月中旬頃、被告人に説教されたことから実父Dの下で生活するようになったが、Bは実父の下に戻ることは望まず被告人方に止まった。Aは、平成21年正月明け以降休職中の被告人に代わり5人の経済的基盤となった。被告人は、4月に解雇されるまで昼間も自宅で過ごし、Bへの関心を強め、自己のストレス発散の対象としていった。

被告人との生活を最優先する母親Aは、Bをスケープゴートとして被告人のBに対する身体的虐待を黙認し、被告人に迎合的な態度を示していた。死亡する4日前4月2日のBは、共犯者Cの供述によると「Bは玄関土間のレジャーシートの上で正座もできないくらいに衰弱した状態で、自らの失禁にも気付かず、服や髪の毛が小便で濡れたまま横たわっていた。」という状態であった。その際の被告人、A及びBの会話は、「被告人は『邪魔。』と言いながらBを足で小突き、Bが小さい声で『はい。』と返事をして端のほうにゆっくりと体を寄せると、被告人は『動けるくせに芝居してやがる。』と言った。Aは靴を靴箱の上に置こうとした際、Bに対して『邪魔。』と言った。被告人が『またシヨンベンたれやがって。』と言ってBを叩いたため、Cが被告人に『やりすぎや。』と言ったところ、被告人は『あいつ、死んだらええねん。』と言った。」とCは供述する。更に、同月4日、被告人、A、F及びCが外出に出掛ける際、「玄関土間のシート上に横になっていたBが、一緒に行こうとして、自分の靴を寝転がりながら履こうとしたが、靴に足先を

入れているだけで、かかとまで履こうとしても力が入らず、何度も手が滑っている状態であった。その様子を見た被告人は激怒し、Bに『お前が行けるわけないやろ。』と言って、足で4、5回以上踏みつけた。これを見ていたAも『あんたが行けるわけないやろ。』などと言い、被告人らは、Bを一人残して外食に出掛けた。」という状況であった。

Bの死亡を確認した被告人は、奈良にある土葬の墓地に遺棄することを提案し、被告人、A、F及びCで居酒屋やカラオケボックスに行った後、焼肉屋でAはBの遺棄場所として中島の工業地帯を提案し、Aの案内で下見に行ったが道に迷って断念している。

3. 本事案は、裁判員裁判で審理された児童虐待事案であり、事件発生直後から内縁関係の夫婦が妻の連れ子をネグレクトして死亡させた事件としてメディアの関心を集め元夫や父方祖母のコメント等大々的に連日報道されたケースであり、裁判員への影響特に量刑への影響が懸念された。

裁判所は、被告人の刑事責任について「被告人の刑事責任は相当に重く、本件は、保護責任者遺棄致死事件等の類型の中でも、その非難の程度は極めて高い…（中略）量刑判断の中核が被告人の犯罪行為に相応する責任であることや、同種事犯の抑止のためには、適切な科刑と並んで児童に対する虐待を早期に発見してこれが激化することを防ぐための社会的な施策を確立することも重要である」との視点から、検察官の求刑と弁護人の意見を検討する。

検察官は、本件の社会的影響や被告人が反省していない点を考慮して懲役17年を求刑し、弁護人は、保護責任者遺棄致死事件における従来の量刑相場（懲役6年を最高刑）を基に意見を述べる。裁判所は、検察官の求刑の根拠について「本件が、傷害致死等で起訴された事案を含め、児童一人を虐待の末に死亡させたが殺意までは認められないとされた他の事案と比べてどのような点において異なり、あるいはどのような点を特に重視して、懲役17年という相当に重い求刑に至ったのかについての説得的な説明が必ずしも尽くされているとは言い難い」と判示し、「被告人の行為に相応する責任及び更生可能性等の事情」について慎重な評議を経て、被告人を懲役12年に処した。

裁判員は、被告人の刑事責任の検討に際し、検察官の求刑と弁護人の意見との間に約3倍もの懸隔があることに躊躇せざるを得ないであろう。本事案では、結果として検察官の求刑の7掛けの量刑判断がなされた。検察官の求刑根拠の合理的説明は、センセーショナルな事案で量刑がメディアの情報に影響され感情的な判断を回避するためにも裁判所の指摘は今後の裁判員裁判での重要な課題である。

【判例11】大阪地方裁判所平成22年7月21日判決⁽¹⁹⁾

〔事実の概要〕本事案は、【判例10】の事案で内縁の妻の刑事責任が問われたケースである。

〔判旨〕裁判所は、公判廷での「当時、A(内縁の夫＝筆者註)の虐待によりBが衰弱していたことは分かっており、母親としてBを病院に連れて行くなどの保護をすべきではあったが、Bを保護しないことをAと共謀したつもりはなく、Aの虐待を何度も止めようとしたが、止めきれなかった。Bを病院に連れて行かなかったのは、虐待の発覚をおそれていたからではない。Bに与えていた食事量も十分とはいえないが、Aの機嫌を損なわない程度には与えており、Bが死亡するほど衰弱しているとは思わなかった。」との被告人の弁解について、Bの担任教師H及び共犯者Cの供述と比較検討して信用性に欠しいと判断する。裁判所は、保護責任者遺棄致死罪の成立を認め、被告人を懲役8年6月に処した(求刑懲役12年)。

〔研究〕

被告人は、3人姉妹の母親であるにも拘らず夫と離婚する前に飲食店でXと客同士として知り合って1ヶ月半で双子の姉妹を連れてX宅でXの実子を交じえ5人の生活を始めている。被告人は、Xとの関係のみ重視し、依存的な性格が顕著であり、次女B(9歳)へのXの身体的虐待及びネグレクトを黙認、許容している。被告人の内縁の夫Xへの迎合的対応が、小学校の担任教諭の介入があいながらも次女を死の結果に追いやった原因であり、被告人には、親権者としてわが子を守るという意識が皆無である。

Ⅲ. 児童期性的虐待事例 (Childhood Sexual Abuse Cases)⁽²⁰⁾

児童虐待防止法は、性的虐待について2条2号で「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」と定義する。この定義は、家族内性的虐待のみを対象としている点及びその定義が曖昧である点で児童期性的虐待の実相に対応していない。

児童期性的虐待の定義としては、斎藤学教授の定義と児童期性的虐待重度の操作的定義⁽²¹⁾及びSgroi, Blick & Porterの定義⁽²²⁾とFallerの行為態様の提示⁽²³⁾が参考となる。

児童期性的虐待は、加害者の身分を類型化しその特性によって加重類型として処理すべきである⁽²⁴⁾。

本稿で検討する児童期性的虐待事案は、加害者の身分によって、〔Ⅰ〕養父、〔Ⅱ〕教師、〔Ⅲ〕家族外の成人に分類して検討する。

〔Ⅰ〕養父による児童期性的虐待事例

【判例12】東京高等裁判所平成22年8月3日判決⁽²⁵⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成20年5月中旬の午後2時頃、被告人は帰宅して作業着を脱ぎパンツ1枚になり、リビングで一人音楽を聴いている養女が2階の自分の部屋に行こうとしたので腕を捕まえ、トイレの前の廊下に押し倒し馬乗りになって性交した児童期性的虐待のケースである。

養父による養女への児童期性的虐待は、養女が小学校4年生(10歳)から始まり高校1年生(15歳)まで継続している。

〔判旨〕裁判所は、原判決が「罪となる事実」の項に理由の不備の違法があるとして児童福祉法34条1項6号の構成要件について「同法34条1項6号の『児童に淫行をさせる行為』には行為者を相手方として淫行をさせる場合をも含むものと解すべきものの、その場合は、淫行をする行為に包摂される程度を超えて、児童に対し事実上の影響力を及ぼして淫行をするよう働き掛けるなどし、その結果児童をして淫行をするに至らせることが必要というべきである。ところが、原判決は、上記のとおり、被告人がB(以下『被害児童』ともいう。)をして被告人を相手方として性交させた旨判示するのみで、雇用

関係や身分関係等により児童を事実上支配していることを示したり、児童に対し淫行を助長・促進するような積極的な行為を及ぼしたことを示すなどして、児童に対し事実上の影響力を及ぼして淫行をするよう働き掛け、その結果児童をして淫行をするに至らせたことを判示していない。すなわち、原判決は、同法34条1項6号の罪の構成要件を満たす事実を漏れなく記載していないというべきであるから、理由不備の違法がある。」と判示し、破棄自判し、被告人を懲役3年の実刑に処した。

〔研究〕

1. 本事案は、児童期性的虐待の特徴を顕著に示すケースである。第1は、加害者が虐待事実の主要部分を否定し被害者の供述と齟齬を生じた場合の扱いである。裁判所は、中学校養護教諭と被害児童が保護された児童相談所の担当児童福祉司の原審公判廷での供述を斟酌して被害児童の検察官面前調書の信用性を認めている。第2は、加害者による被害児童へのコントロールによる児童期性的虐待の長期化である。被告人は、中学生の養女に対し「性交したことをD(母親＝筆者註)に言うと、被告人とDが離婚することになって家族がバラバラになり、生きていくことができない。」と言って性的虐待事実の共犯関係を構築している。第3は、被害児童が児童期性的虐待の事実を顕在化することの躊躇である。被害児童は、原審公判での証人尋問において母親等親族の被告人不処罰の意向を考慮して被告人からの身体的虐待の状況や性的虐待等の核心部分の供述を拒絶している。弁護人は、被害児童の供述拒絶の態度から刑法321条1項2号前段の書面として採用された被害児童の検察官面前調書の証拠能力を争ったが、裁判所は弁護人の主張を排斥した。

2. 裁判所は、被害児童の検察官面前調書を基に「小学2年生のときに被告人と暮らすようになったこと、小学4年生のころから家事をさせられるようになったこと、分担させられた家事をきちんとしなかったり、自宅にある現金を盗むなどしたときに、被告人から顔を殴られたり、身体を蹴られるなどの暴力を振るわれるようになり、このような被告人のことが怖く、嫌いであったこと、小学4年生のころから、被告人から陰茎を見せられたり、胸、尻、

陰部等を触られるようになり、嫌だったが、抵抗して被告人を怒らせると暴力を振るわれるかもしれないと思い、抵抗できなかったこと、小学5年生のころから、被告人から何度も性交させられ、足をバタバタさせて嫌だと言って顔を殴られたことがあり、中学生になったころからは、殴られるのが嫌で抵抗しなかったこと、被告人から、性交したことをDに言うと、被告人とDが離婚することになって家族がバラバラになり、生きていくことができない旨言われ、誰にも打ち明けられないでいたこと、中学2年生の11月ころに性交され、そのころ被告人からひどい暴力を振るわれたこともあって、被告人から性交されてきたことをDに打ち明けたところ、Dが怒って被告人と激しい言い合いになったこと、その後、1年半近く被告人から性交されることはなかったが、平成20年4月ころ、被告人から性交され、Dに言うと被告人とDがけんかになるかもしれないと思い、Dのことやその後の生活が心配で打ち明けられなかったこと、平成20年5月中旬ころの午後2時ころ、リビングで一人で音楽を聴いていると、被告人が帰宅して作業着を脱ぎ、パンツ1枚になったため、2階の自分の部屋に行こうとしたところ、腕をつかまれてトイレの前の廊下に押し倒され、馬乗りになられて性交されたが、殴られると思って抵抗はしなかった。」との児童期性的虐待の事実を認定している。

被害児童は、小学校4年時に身体的虐待と重度Ⅱの児童期性的虐待を受け、小学校5年時から高校1年時15歳まで重度Ⅰの児童期性的虐待が継続した。母親は、児童期性的虐待の事実を中学2年生の11月の時点で被害児童から打ち明けられ一応の対応はしているが、必ずしも十全とは言えず、更に6人家族の生計を優先し、共依存傾向が顕著である。

3. 本事案の争点は、児童福祉法34条1項6号の「児童に淫行をさせる行為」の解釈として加害者の被害児童への事実上の支配関係をいかに解するかである。裁判所は、「本件性交の際、被害児童は、養父である被告人から性交されることに対して抵抗したり、Dに相談することすらできない心理状態であったものであり、被告人もこのような事情を認識していたものといえる。そうすると、被告人は、養父である立場を積極的に利用して被害児童と性交し

た。」と判示し、支配関係を養父としての地位に求めている。

【判例13】神戸地方裁判所平成21年12月10日判決⁽²⁶⁾

〔事実の概要〕本事案は、養父である被告人が身体的虐待及び児童期性的虐待で畏怖している養女Aの12歳時及び13歳時に行った強姦2件及び同様な心理状態の同女に胸部や陰部を露出させた卑猥な姿態をとらせ、その姿態を携帯電話機内蔵のデジタルカメラで撮影しその画像データを記憶媒体である携帯電話機に装着されたマイクロSDカードに保存して児童ポルノを製造したという児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反並びに強要各5件に問われたケースである。

被告人の被害児童に対する各行為の一部は、以下の通りである。進学した私立女子中学の遠足日である平成19年5月11日、休んで自宅に居た午前10時32分頃から同日午前10時37分頃ころまでの間、被告人は、A(当時12歳)が極度に畏怖しているのに乗じて「服をまくり上げろ。」等と脅迫し、Aに乳房を露出させた姿態、Aの陰部に被告人の陰茎を挿入している姿態等をとらせ所携の携帯電話機内蔵のデジタルカメラにより撮影し、携帯電話機に装着されたマイクロSDカードに画像データ6ファイルを保存して記録し、Aに義務なきことを行わせるとともに、児童ポルノを製造した。その後、被告人は、Aが極度に畏怖しているのに乗じて着衣を脱ぐよう脅迫し、反抗を抑圧した上、Aを姦淫した。中学の自宅学習日である平成19年7月19日頃、被告人は、A(当時13歳)が極度に畏怖しているのに乗じ電子メールで「キュウリをなめている写真を撮れ。」等と脅迫し、同日午前11時13分頃から同日午前11時44分頃までの間、被告人方でAに露出した両乳房になすびを挟んだ姿態等をとらせ、Aの携帯電話機内蔵のデジタルカメラで撮影させ、その画像データを被告人の携帯電話機に送信させ、マイクロSDカードに上記画像データ3ファイルを保存して記録した。更に、同日午後8時32分頃から同日午後8時33分頃までの間、被告人は、自宅において、Aに対し「なめろ。」等と脅迫し、被告人の陰茎をなめたり、啞えたりする姿態等をとらせ、所携の携帯電話機内蔵のデジタルカメラにより撮影し、マイクロSDカードに画像デー

タ4ファイルを保存した。同日午後8時30分頃から同日午後8時50分頃までの間、被告人は、自宅において、Aに「脱げ。」等と脅迫し姦淫した。

〔判旨〕裁判所は、公判期日外の相反する被告人と被害児童の供述を被害児童の入院時の担当医師の公判供述及び児童青年期精神科医の鑑定・公判供述と照合して被害児童の供述の信用性を認め、被告人を懲役14年に処した(求刑18年)。

〔研究〕

1. 児童期性的虐待は、性的虐待の事実の立証が困難であり多くの事例は児童福祉法違反等で立件される⁽²⁷⁾。しかし、本事案では、児童期性的虐待の事実を被告人自ら児童ポルノ作成という行為によって携帯電話機に装着されたマイクロSDカードに画像データファイルとして行為日時と共に保存・記録され強姦の事実が客観的に証明されている。本稿で検討する児童期性的虐待の近時の事案は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反と合わせて刑事訴追されているケースが多い(【判例14】、【判例17】、【判例20】、【判例21】及び註(20)②、③)。

2. 被害児童Aは、実父と母親Bの二女であり、兄Cと姉Dがいる。両親は離婚し、Aは兄姉と共に母親Bに引取られ、加古川市内のマンションで暮らしていた。被告人は、平成15年春頃から、BのマンションでBと3人の子どもと同居するようになり、同年10月にBと入籍し、Bの3人の子どもと養子縁組をしてその養父となった。被告人は、入籍後A、C及びDを叱る際に、手で顔面を叩いたり、臀部を蹴ったり、金属バットで叩くことがあり、特にCに対する暴行が一番強かった。その後、被告人は、Bとの間に平成15年11月長女を、平成17年10月二女をもうけた。平成19年8月、被告人は、Bと喧嘩になったことをきっかけに別居するようになり、離婚調停を経て平成20年3月にBと調停離婚し、同年4月にはAと離縁した。

Aは、公判期日外証人尋問において身体的虐待について供述した後、児童期性的虐待について「被告人から胸を触られるのは気持ち悪かったが、殴られるのが怖くてママにも言えないでいたところ、小学5年生の7月か8月こ

ろに初めて被告人と性交させられ、その後はほぼ毎日被告人と性交させられた。一度被告人との性交を嫌がったことがあったが、被告人に顔を叩かれたので、その後はおとなしくしていた。J病院への入院中、家に帰りたとは思わず、ずっと入院していたかったが、退院した後のことを考えて、家に帰りたと言ったり、被告人が来るとうれしそうにしていた。小学6年生になると、被告人から学校へ行くなと言われ、学校を休んで被告人と二人きりになったときに、5日に4日くらいの頻度で被告人と性交させられた。中学校に入るところから、被告人にバットで叩かれることはなくなったと思うが、被告人を恐れる気持ちは変わらず、中学1年生の4月ころには学校へ行っていたけれど、学校を休んだ日はいつも被告人と性交させられた。平成19年5月11日は中学校の遠足の日だったが、被告人から行くなと言われたので休んだ。この日は被告人と二人きりで自宅にいて、はっきり覚えていないが、被告人と性交させられたと思う。嫌だったが、被告人に暴力を振るわれると思っていたので、嫌だとは言えなかった。この日に、被告人から服をまくり上げるなどと言われて、別表番号10の画像を撮られた。別表番号1は「胸寄せろ。」、別表番号12は「何か挟んで撮れ。」、別表番号23は「きゅうりをなめてる写真を撮れ。」、別表番号27は「なめろ。」と言われて撮影したものであり、他にも、被告人の指示に従い、エッチなポーズをとった写真や裸の写真を被告人に撮られたり、被告人が電子メールで指示してきたポーズの写真を自分で撮って被告人の携帯電話機に電子メールで送信した。また、被告人の陰茎をなめさせられた後は必ず被告人と性交しており、別表番号27の写真をとったときも、その後被告人と性交した。被告人と性交する際はほとんど被告人に着衣を脱がされていたが、「服を脱げ」と言われて自分で服を脱ぐこともあった。被告人と性交したり写真に撮られたのは、被告人の言うことを聞かないとまた暴力を振るわれ、ぼこぼこにされると思っていたからである。事件が発覚した後、被告人との性的関係のことは母親には全部話しておらず、自分も話したくないし、忘れたいことである。」と詳細に児童期性的虐待の事実を供述しており、裁判所もAの供述の信用性を肯定している。

平成20年5月12日、Aは、母親Bに対して素性の知らない男性に無理やり性交されたと説明したが、被告人の子どもを出産した。その後、Aは、希死念慮があり自傷行為に及び平成21年4月23日には、左前腕部外側に刃物様で傷つけたと思われる新旧約6本の傷が、左前腕部内側には同様の2本の傷がそれぞれ認められ、精神的に極めて不安定な状態が続いている

3. 児童期性的虐待事案では、加害者は姉妹のある場合、双方への性的虐待を惹起する傾向にある⁽²⁸⁾。平成18年10月、姉Dは母親Bから叱られて家を出て交番に行き子ども家庭センターで一時保護された後、児童養護施設に入所した平成19年1月、医師がDを診断した際、Dの左腕に多数のリストカットが認められた。同年4月下旬頃、Dは、通学する中学校の教師に被告人から強姦されたと訴え、子ども家庭センターで一時保護され、その後は、自宅に戻らず実父の下でしばらく暮らした。警察は、Dの訴えを受けDの事情聴取をしたが、BがDの話を信用せず、被告人も強姦を否定し、Dの供述も曖昧であったことなどから立件されなかった。その際に、子ども家庭センター、中学校の教師及び警察等関係機関の緊密な連携と母親の注意深い配慮があれば、Dへの児童期性的虐待はより早い段階で阻止されたであろう。

〔Ⅱ〕教師による児童期性的虐待事例

【判例14】最高裁判所第一小法廷平成21年10月21日決定⁽²⁹⁾

〔事実の概要〕本事案は、公立中学校の教師である被告人が平成16年1月25日から平成17年5月29日までの間、前後20回にわたり自宅及び駐車中の自動車内等において犯行開始当時自己が勤務する中学校に生徒として在籍していた被害児童(被害当時14から15歳)が満18歳に満たないことを知りながら、自己を相手に性交させ、又は口淫させる等の性交類似行為をさせ被害児童に淫行をさせる行為をした。更に、被告人は、20回の淫行行為の内の13回で被害児童に性交に係る姿勢や口淫等の性交類似行為に係る姿勢をとらせ、その姿勢をデジタルビデオカメラで撮影し、電磁的記録媒体であるミニデジタルビデオカセットに描写して被害児童に係る児童ポルノを製造した児童期性的虐待のケースである⁽³⁰⁾。原原審札幌家裁小樽支部平成18年10月2日判決は、

被告人を懲役3年、5年間その刑の執行を猶予とし、猶予期間中保護観察に付し、ミニデジタルビデオカセット3本を没収した(求刑は懲役4年及びミニデジタルビデオカセット3本の没収)。原審札幌高等裁判所平成19年3月8日判決は、弁護人の控訴を棄却した。

〔判旨〕最高裁判所は、弁護人の上告理由を刑訴法405条の上告理由に当たらないとした上で、児童福祉法34条1項6号違反の児童に淫行をさせる罪(以下、児童淫行罪と略称する)と児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下、児童ポルノ法と略称する)7条3項の児童ポルノ製造罪の罪数関係及びこれに関連する管轄の問題について職権で判断し、「本件のように被害児童に性交又は性交類似行為をさせて撮影することをもって児童ポルノを製造した場合においては、被告人の児童福祉法34条1項6号に触れる行為と児童ポルノ法7条3項に触れる行為とは、一部重なる点はあるものの、両行為が通常伴う関係にあるとはいえないことや、両行為の性質等にかんがみると、それぞれにおける行為者の動態は社会的見解上別個のものといえるから(最高裁昭和47年(あ)第1896号同49年5月29日大法廷判決・刑集28巻4号114頁参照)、両罪は、刑法54条1項前段の観念的競合の関係ではなく、同法45条前段の併合罪の関係にあるというべきである。」と判示する。

〔研究〕

1. 本事案の刑法上の争点は、被害児童に性交又は性交類似行為をさせて撮影し児童ポルノを製造した場合の罪数関係について児童福祉法34条1項6号違反の児童に淫行をさせる児童淫行罪と児童ポルノ法7条3項の児童ポルノ製造罪は併合罪の関係にあると判示し、原審及び原原審の観念的競合とする判断を誤りであるとした点にある。

本事案は、最高裁がその判断の前提として教師による教え子に対する児童期性的虐待の事実を認定したケースとしても重要な意義を有する。

2. 弁護人及び被告人は、原原審及び原審で違法性の意識の欠如を主張する。被告人は、原原審では被害児童と真摯に交際し将来は結婚しようと話してい

たことを根拠に違法性の意識がなかったと供述し、原審では平成16年7月8日に施行された児童ポルノ法改正法を知らなかった点及び被害児童の真摯な承諾のもと被告人と被害児童が本件犯行当時結婚を前提に相思相愛の関係で交際していたので児童淫行罪の違法性の意識を欠如すると供述する。

原審は、「児童は当時14歳ないし15歳である上、被告人と児童の交際は、児童の保護者に知らされず、その許可を得ていないこと、被告人は中学教師で児童はその教え子であるが、被告人は、平成15年3月ころ、同僚の教師から教え子と性交等することが問題である旨注意され、さらに、同年5月には、児童の母親から学校に対し児童と被告人との関係につき抗議が来て、上司から改めて教え子との私的交際を禁ずる旨の注意を受けながら、その後本件交際を本格的に開始し、交際中の平成16年11月に交際の噂が出て問い質された際には、当該児童の虚言であると交際を否定する弁解をしていたこと等に照らすと、被告人の児童との交際は真摯なものとはいえ、いかに相思相愛の関係であっても、また、児童の承諾があってもそれが社会的にみて相当とは到底いえない。」と判示し、被害者の承諾による違法性阻却の主張を排斥した。更に、原審は、「上司や同僚の教師から本件以前に生徒との交際につき注意を受け、被害児童との関係を問い質された際にもこれを否定していることに照らすと、自らの行為が社会的に不相当な行為であることや違法性の意識も十分あったと認められる。」と判示して被告人に違法性の意識を認めている。

3. 教師による教え子への児童期性的虐待は、教師－教え子という支配関係に起因して被害児童が性的虐待を拒絶し難く、長期に亘って継続する傾向にある。原原審が保護観察付執行猶予とした理由は、支配関係に基づく児童期性的虐待加害者である被告人に継続的な専門家による治療の必要性を認めたことも一因である。

【判例15】広島地方裁判所平成21年9月14日判決⁽³¹⁾

〔事実の概要〕本事案は、小学校教師であった被告人(42歳)が平成13年11月21日から平成18年7月15日までの約4年8ヶ月間の長期に亘って自己の勤務

先の女子児童（9歳から12歳）10名に対して校舎内等で強姦46件、強姦未遂11件、強制わいせつ25件、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）13件の児童期性的虐待を反復継続したケースである。

〔判旨〕裁判所は、「本件事案全体の犯情及びその他の事情に徴すると、有期懲役刑を超える刑を選択する余地のない現行法の枠内では、被告人に対しては、その最高刑をもって臨むほかはない。」と判示し、被告人を併合加重の最高刑の懲役30年に処した（求刑懲役30年）⁽³²⁾。

〔研究〕

1. 本件事案は、教師による児童期性的虐待の典型例として諸特徴を示すものである。第1は、教師－生徒関係に基づく支配関係であり教師による被害女子児童のコントロールである。裁判所は、「被告人は、被害児童らに行為に応じさせようとして、被告人のわいせつ行為等に応じる度合いが他の児童のそれと比較して少ないなどと言って自己否定を強い、被害児童が被告人の要求に応じれば他の児童は被告人にわいせつ行為等をされずに済むなどと、あたかも被害児童のせいで他の児童まで苦しまなければならないような言い方をして自責の念を抱かせ、被害児童が嫌がって抵抗するのに対し、やると決めたのだから応じ続けなければならないとか、当該行為ができないのならば他の行為を行わなければならない」と判示し、被告人の被害女子児童へのコントロール方法を具体的に認定する。第2は、児童期性的虐待の長期継続である。特に、重篤な被害を受けた児童3名の状況は、以下の通りである。Aは、平成13年11月21日から平成15年3月1日までの約2年4ヶ月間、前後6回校舎内他2か所で強姦された。Bは、平成15年9月27日から平成18年3月21日までの間、前後6回宿直室ほか数か所で着衣を脱がされ乳房を舐められる等の強制わいせつ行為をされ、平成16年9月18日から平成18年7月15日までの約1年10ヶ月間、前後19回校舎内他数か所で強姦された。Cは、平成15年11月29日から平成18年4月8日までの間、前後13回校舎内他数か所で着衣を脱がされ陰部を舐められ、陰部等を所携のビデオカメラ等で撮影される等の強制わいせつ行為をされ、平成16年2月11日から平成17年10月19日までの

間、前後10回校舎内他数か所で被告の陰茎を陰部付近に押し当て挿入されそうになったり、平成16年5月7日から平成17年12月17日までの約1年7ヶ月間、前後16回校舎内他数か所で強姦された。被告人は、Aへの性的虐待行為時期に他の5名の女子児童にも並行して性的虐待をし、B及びCへの性的虐待行為時期に他の2名の女子児童にも並行して性的虐待をし、同時並行することにより支配関係を強固にし、「被害児童らの心理に強い影響を与え、抵抗や反論ができないように仕向けたのであり、被害児童らが抵抗の意欲を削がれ、精神的に被告人の望むわいせつ行為等に応じざるをえない状況に追い込まれたことは明らかである。さらに狡猾なことに、被告人は、被害児童らに対し、明示的に口止めをしたり、わいせつ行為等の状況を撮影した写真をばらまくなどと脅迫したりすることがあったほか、同時に複数の児童に対してわいせつ行為等に及ぶことで、被害児童らに同じ秘密を共有させて犯行の発覚を防ぐとともに羞恥心を緩めさせるなどし、自らの要求に応じない児童に対しては、部活動や勉強を教えなとか、授業等の際に無視すると言って」コントロールしていた。

2. 被害児童は、当初9歳で自己になされた行為の意味をわからぬまま被告人の性的虐待行為に応じ、しかも被告人からの口止めで被害を親にも告白出来ずに他の被害児童とシェアするのみでPTSD症状を発症し、リストカットを繰り返す者もいる。また、被害児童の親の中には、娘の受けた被害に気付かなかつたことを悔いて自責の念を抱き続けている者もあり、被害児童のみならず被害児童の家族にも多大の被害を与えている。

3. 被告人は、小学校教師になった2年目に勤務先の女子児童にわいせつ行為をしており、教師になって以来27人にわいせつ行為をしたとの供述をしている⁽³³⁾。かかる供述は、被告人のペドフィリア傾向と常習性の証左であり、結婚して1児を持った後も性的虐待を反復継続しているのであり、刑罰と並行して専門家による治療が不可欠である。

〔Ⅲ〕家族外の成人による児童期性的虐待事例

【判例16】宇都宮地方裁判所平成23年2月3日判決⁽³⁴⁾

〔事実の概要〕本事案は、平成22年5月28日午後9時頃、犯行前日人気のない場所で制服を着た女子高校生を見つけたらレイプしたいとの願望から細い道を自己の乗用自動車で行っていたXが自転車で帰宅途中の女子高校生A（15歳）を見つけ、先回りをして車を止めて車内に積んでおいた目出し帽、ゴム手袋及びローションを出し、目出し帽をかぶり、両手にゴム手袋をはめローションをポケットに入れて、待ち伏せしていた。Xは、自転車で近付いてきたAの身体を両手で押して自転車もろとも路上に転倒させ、人気のない暗い場所で「静かにしろ。声出さな。」等と言った後、Aの腕を手でつかんで付近の草むらに引きずり込んだ。Xは、自己の陰茎を無理やりAの口に押し込み口淫させた後、その場に押し倒し下着を脱がせ姦淫し、Aに全治約2週間の処女膜損傷を負わせた児童期性的虐待のケースである。

〔判旨〕裁判所は、裁判員裁判法廷で審理し、「被害者は本件被害により、全治約2週間に要する処女膜損傷の傷害を負ったものであり、その傷害内容等からすると、全治期間では計り知ることのできない意味があり、肉体的被害は重大である。」と判示し、被告人を検察官の懲役8年の求刑を上回る懲役9年に処した。

〔研究〕

1. 本判決の特徴の一つは、従前の強姦致傷罪の量刑基準を超過し、検察官の求刑懲役8年を「軽きに失する」として懲役9年を言渡した点にある。その理由としては、4点が考えられる。第一は、裁判員裁判による性犯罪事案や児童虐待事案での厳罰化傾向に沿った量刑判断である⁽³⁵⁾。第二は、児童期性的虐待事案で提示される事実に対する嫌悪感情に基づく量刑判断である。第三は、被害者感情への配慮と被害者家族の被害感情との同一化傾向に基づく量刑判断である。第四は、PTSDへの配慮に基づく量刑判断である。第二の点について、裁判所は、「性交経験のない15歳の女子高校生」であり、「全治約2週間の処女膜損傷」を負っていると判示し、処女性を強調する。第三の点について、裁判所は、Aの被った「恐怖感、屈辱感、喪失感等」と共にAの両親の自責感情について、「被害者の両親は、愛情いっぱい育ててき

た娘が本件被害に遭い、苦しんでいる姿を間近で見るなどして、自ら深い心の傷を負っている。被害者の父親は、娘を守りきれず本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであると、母親は、事件のときから時間が止まってしまった、悲しみはおさまるところか、ますます強くなっているなどと、その苦しい心情を法廷で明らかにしている。……何ら落ち度のない被害者の家族が、それぞれの立場で苦しみを抱える毎日を過ごしていることは見過ごすことができない。」と判示する。第四の点について、裁判所は、「被害者は、本件被害後、自転車で通学するのが怖くなって電車やバスで通学するようになったり、車内で知らない男性に近付かれるだけで通学できなくなるほどの苦痛を感じたり、1人であるのが怖くなって睡眠や入浴を母親とともにするようになったり、被害者としての意見陳述の文面を作成することを示唆されるやコントロールできない恐怖感等で思いも掛けない反応を示すなどしているという。また、現在に至っても、1日1日やっとの思いで生きている、事件前に抱いていた将来の目標や希望まで失ったなどとも述べている。このように、被害者が負った心の傷は余りに深く、被害から約8か月が経過した現在においてもその傷は癒えておらず、癒える見込みも定かでない。本件が、15歳という若年の被害者の将来に与える影響は非常に憂慮される。被害者が受けたこれら被害の点は、量刑上もっとも重視すべき事情である。」と判示し、AのPTSDについてもDSM-Ⅳ-TRをも視野に入れて配慮する⁽³⁶⁾。

2. 強姦行為が、被害者に与える衝撃は時には「魂の殺人」と比喩され、被害者感情に立脚した量刑判断が必要であることは当然ではある⁽³⁷⁾。刑事訴訟法が316条の33以下で被害者参加制度を設けた理由の一つは、従前被害者が訴訟手続きから疎外され自らの被害感情を表明する機会が非常に限定的であったことへの反省からの制度設計であった。

本判決は、Xの犯行の計画性・犯行態様の卑劣かつ悪質性・犯行後の行動として「被害者の名前や学校名を聞いた上、被害者の家を知っているなどと言って口止め工作をしており、被害者はそのために事件後もおびえる生活を送っている」等を加味し、量刑判断をしている。他方、本判決は、被害者参

加制度の趣旨に則った量刑判断ではあるが、AのPTSDの判断をも含めて聊か過超な量刑判断ではないかとの危惧も払拭できない。

【判例17】大阪地方裁判所堺支部平成22年11月22日判決⁽³⁸⁾

〔事実の概要〕平成19年8月13日頃、被告人(19歳)は、大阪市住之江区内の社団法人a協会が管理する敷地内に停車中の自己の普通乗用自動車内において携帯電話のサイトを通じて知り合った被害児童A(12歳)の首を腕で絞め、右手に持った果物ナイフ様の刃物をその首筋に当てるなどの暴行を加えて強姦し、その際にAの全裸姿等の写真を携帯電話のカメラ機能等で撮影した。被告人は、同月23日頃、携帯電話を使用して阪南市内の自宅に居たAの携帯電話に、「裸の写真をメールで送ってや。写真ばらまかれてもいいんやな。」等と記載した電子メールを送信し、Aの使用する携帯電話のカメラ機能でAの衣服を着けない乳房及び陰部を露出した姿態をとらせて撮影記録させ、Aの携帯電話から電子メールで被告人の携帯電話に撮影した画像2枚の電磁的記録を送信させ、自己の携帯電話の電磁的記録媒体内に記録・蔵置させ児童ポルノを製造した。

平成20年1月上旬頃、被告人は、Aの携帯電話に宛てて「写真ばらまかれてもええんか。」等と記載した電子メールを送信して脅迫し、同月12日頃、最初の場所に停車中の自己の普通乗用自動車内において、「服脱げ。」「四つんばいになれ。」等とAを脅迫し強姦した。同年12月25日頃、被告人は、Aら2名の居住する木造2階建住宅(9戸一棟、木造亜鉛銅板葺2階建、床面積合計約204.96平方メートル)の1階3号室内に置かれた段ボール箱に在中の本に持っていたライターで点火して火を放ちアルコール様の物を撒いて燃え上がらせ、その火を同室の壁及び天井等に燃え移らせた上、Aと姉の居た2階8号室の壁等に燃え移らせ同住宅を焼損(焼損面積合計約66.6平方メートル)させた。更に、被告人は、同月28日頃、前回の放火で当該建物が思ったほど燃えていなかったのでAら3名が住居として使用する同住宅1階4号室内に立て掛けられていた襖に持っていたライターで点火して火を放ち同住宅を全焼させた。

〔判旨〕裁判所は、裁判員裁判法廷で審理し、最初の強姦時に被害児童の首に果物ナイフ様の刃物を当てたか否かを争点とし、被害児童の供述の信用性を認め被害児童の首に果物ナイフ様の刃物を当てたと認定し、現住建造物等放火罪、脅迫罪、強姦罪、強要罪、児童ポルノ製造罪の成立を認め、被告人を懲役18年に処した(求刑18年)。

〔研究〕

本事案は、児童期性的虐待及び現住建造物放火の重大犯罪のケースである。被告人は、性的虐待の反復を意図して被害児童の全裸姿等を映像記録として保存し、それを脅迫材料とし性的虐待を複数回継続した後に第2の強姦行為に及んでいる。被告人は、被害児童への第2の強姦の後、別の女性と交際し1年余り被害児童と連絡することはなかったが、自宅近くで被害児童に似た女性を見かけたことから、被害児童が被告人のことを調べ警察に相談しているのではないかと考え、被害児童との接触を試みたが拒否されたことから、現住建造物放火に及び被害児童らの居住する木造2階建住宅を全焼させた。

【判例18】大阪地方裁判所堺支部平成22年11月22日判決⁽³⁹⁾

〔事実の概要〕平成20年9月5日夕刻、被告人は開業準備の市場調査でアウトレットパークに行くため、A(当時17歳)は高校から帰宅するため、新今宮駅で南海本線の特急サザン5両目(自由席車両の1両目)に進行方向1番前のドアからそれぞれ乗車した。同車両には同駅から多数の者が乗車しようとしており、被告人及びAも進行方向左側のドアから反対側のドア方向に向かって他の乗客に押されるなどしながら乗車し、被告人は右手にショルダーバッグと上着(ジャケット)を持ち、Aは右手に手提げかばん等を持って、その向きのまま両ドアの中央付近に立っていた。車内は、乗客同士身体が触れる状態(常に密着していたというほどではない。)で、同特急が新今宮駅を発車し、次の天下茶屋駅に停車した際には、降りる客もあったが、乗車する客もあったため混雑ぶりは変わらなかった。午後4時19分頃から同25分頃までの間、天下茶屋駅から堺駅までの間を走行中の車両内において、被告人は、Aのスカート内に左手を差し入れ下着の上からAの臀部をなで回し陰部をもてあそ

んだ。特急が堺駅に着く少し前、Aは手を後ろに回して被告人の左手首付近をつかみ左後ろを振り向いて被告人に対し臀部を触った旨言い、否定する被告人と押し問答になった。両名は、駅員室に行って話をするので合意し、堺駅に停車した特急から降りた。Aは、降車後被告人の手を離し、ホームの階段を下りて駅員室を探し駅長室を見つけて中に入ったが、そこでも両者の言い分が違ったため駅員が警察に通報した。被告人は、臨場した警察官によって警察署に連行された。

〔判旨〕裁判所は、Aが痴漢の被害にあった事実は認めながらも両者の身長差及びAが自分の臀部を触っている手を見ていないこと等から、「女性が臀部を触られる被害に遭っている時に、被告人の左手が女性の臀部の近くにあったことは認められるものの、女性の供述から、女性の臀部等を触っていたのが被告人であり、それ以外の者である可能性がないとまでは認められず、女性が被告人の手を犯人の手と間違えてつかんだ疑いが残る。（中略）女性が、痴漢の被害に遭ったことには合理的疑いがないものの、その犯人が被告人であることについては、合理的な疑いが残り、結局、本件公訴事実については犯罪の証明がない。」と判示し、被告人に無罪を言渡した⁽⁴⁰⁾。

〔研究〕

1. 本事案は、走行中の電車内での痴漢行為であり児童期性的虐待重度の操作的定義の重度Ⅲに該当するケースである⁽⁴¹⁾。痴漢行為は、目撃証言や客観的証拠のない場合には被害者の供述が主要な証拠であり信用性が争点となる犯罪事実の立証の困難な事案である。

検察官は、被告人の痴漢行為を推認する事情として①警察官から微物検査を求められたが保留する旨述べて検査に応じなかった、②ポリグラフ検査の拒否、③電車内の再現見分の拒否、④犯行当時の靴を着用した写真撮影のやり直しの拒否、⑤警察での調書作成の際、多数箇所の訂正を求めて調書を作成しておきながら検察官の取調べでは黙秘した事実を挙げる。

裁判所は、検察官の挙示する事実を被告人の説明と照応しながら検証し、被告人のそれぞれの対応を相当と判断し、検察官の主張を失当であるとして

排斥した。裁判所は、特に、検察官の取調べに被告人が黙秘した点から犯人であると推認することについて、「被疑者・被告人は黙秘権の行使を躊躇せざるを得なくなるなど、この権利を認められている趣旨が実質的に没却されることになる。」と批判する。

2. 走行中の電車内での痴漢行為は多発しており、「痴漢は犯罪行為です。」との掲示が駅構内に貼られ啓蒙活動が行われているが、尚、多くの登校中や出勤途中の女性が被害にあっている。痴漢行為は、加害者と被害者の意識の格差の大なる犯罪の一つであり、性的虐待であるとの認識を共有することが必要である。

【判例19】横浜地方裁判所平成22年11月19日判決⁽⁴²⁾

〔事実の概要〕平成22年6月15日午後2時52分頃、被告人(46歳)は、犯行時居候をしていた部屋から約300メートル離れた横浜市保土ヶ谷区内のオートロック式自動ドアの設置されたマンションのドアが開扉したのに乗じてA(6歳)らの後ろに続いてマンションに侵入し、エレベーター内でAの背後から抱きついてその口を手でふさぎ「大きな声出すと殺すぞ」等と脅かし、Aの右目の近くを手拳で力まかせに数回殴打し、Aを同マンションの階段踊り場まで連行した。被告人は、階段踊り場でAのズボン及びパンツを脱がせ、陰部を指でなで回した後、午後3時頃、居候していた自己の居室内に連れ込み、Aの着衣を脱がせて全裸にして室内のベッドや浴室で約1時間にわたってAの陰部に指を入れたりした後、同日午後3時53分頃解放した。被告人は、殴打行為により、Aに全治5日間程度の顔面打撲傷の傷害を負わせた。

〔判旨〕裁判所は、裁判員裁判法廷で審理し、住居侵入罪、わいせつ目的略取罪及び強制わいせつ致傷罪の成立を認め、被告人を懲役11年に処した(求刑懲役12年)。

〔研究〕

被告人は、5歳から11歳の女兒を対象に少年時代に強制わいせつ事件で2回中等少年院に送致され、成人以降も強制わいせつ事犯で5回服役している。本事案の直近の事件は、平成13年12月21日東京地方裁判所で強制わいせつ、

銃砲刀剣類所持等取締法違反、強制わいせつ未遂の罪により懲役7年に処せられ、平成20年11月30日その刑の執行を受け終わった。その後、平成21年2月18日横浜簡易裁判所で自慰目的で女兒の下着を窃取しようとし邸宅に侵入し、窃盗の罪により懲役1年2月に処せられ、平成22年3月30日その刑の執行を受け終わった。出所2日後、被告人は、女兒にわいせつな行為をする目的でカッターナイフを携帯しているところ(軽犯罪法違反)を警察官に発見されて逮捕され、同年6月4日、拘留29日(未決勾留日数中、刑期に満つるまでの分をその刑に算入)の判決を受けて釈放された約10日後に本件犯行に及んだ。

被告人の児童期性的虐待行為は、ペドフィリア(pedophilia)に起因し、反復継続され常習的傾向が顕著である。被告人は、これまでも刑務所内で性犯罪処遇プログラムを受講しているが効果は限定的である⁽⁴³⁾。

【判例20】高松高等裁判所平成22年9月7日判決⁽⁴⁴⁾

〔事実の概要〕被告人は、A(6歳)を公園内の公衆トイレの個室に連れ込み、ズボンと下着を脱がせて下半身を裸にし、両足を開脚させ陰部を露出させる姿勢をとらせ、Aの頭部等に射精し、これを携帯電話機付属のカメラで撮影して電磁的記録を同携帯電話機に内蔵する記録媒体に記録した。被告人は、大型商業施設内でB(9歳)の腹部の前に左手を回し、Bを持ち上げるようにして右手でBのでん部を1分間位撫で、Bが3回やめると言って止めた。被告人は、レンタルショップでC(11歳)のスカートの下方に携帯電話機を近づけたのをCの母親Dに見つかり、腕をつかまれたので逃走しようとしてDの左腕の付け根を1回突いた。原審松山地方裁判所平成22年3月30日判決は、強制わいせつ罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、香川県迷惑行為等防止条例、暴行罪、窃盗未遂罪の成立を認め、被告人を懲役3年及び罰金10万円に処した。弁護人は、訴訟手続の法令違反、事実誤認、法令適用の誤り及び量刑不当を理由に控訴した。

〔判旨〕裁判所は、弁護人の主張する訴訟手続の法令違反、事実誤認及び法令適用の誤りについて検討のうえ排斥した。裁判所は、量刑不当の主張に対

し、「原判決の量刑及び原判決が量刑の理由の項で説明するところは、原判決宣告時でみる限り、相当として是認することができる。」と判示したうえで、「原判決後、原判示第3ないし第5の被害者らから弁償金受け取りの承諾を得られ、原判示第3の被害者(B＝筆者註＝)に200万円、原判示第4及び第5の被害者らに合計50万円を、それぞれ支払い、残りの原判示第2の被害者(A＝筆者註＝)にも、200万円の支払いを申し出て、被害弁償の努力をしていること、被告人が改めて反省の弁を述べ、母も監督を約していることが認められ、これに上記被告人のために酌むべき諸事情を併せ考慮すると、現時点においては、その刑の執行を猶予するには至らないものの、その刑期を短縮することが相当である。」と判示し、原判決を破棄し、被告人を懲役2年及び罰金10万円に処した。

〔研究〕

本事案は、A(6歳)に対する強制わいせつ行為とAの下半身を裸にし両足を開脚させ陰部を露出させる姿態を携帯電話機付属のカメラで撮影して電磁的記録を同携帯電話機に内蔵する記録媒体であるマイクロSDカードに記録した行為及びAの頭部等に射精し、これを携帯電話機付属のカメラで撮影して電磁的記録を同携帯電話機に内蔵する記録媒体であるマイクロSDカードに記録した児童ポルノ製造行為による児童期性的虐待ケースである。

被告人は、B(9歳)への強制わいせつ行為及びC(11歳)への香川県迷惑行為等防止条例違反行為という児童期性的虐待行為を反復し、ペドフィリア(pedophilia)傾向を有しており刑罰と並行して治療プログラム受講が必要である。

【判例21】津地方裁判所平成22年6月23日判決⁽⁴⁵⁾

〔事実の概要〕被告人は、A(当時11歳)に対して、神父であると名乗り信頼させ、Aには悪魔がついているから悪魔を取り払うために必要であると言って性的ないたずらを始めたのをきっかけに徐々に行為をエスカレートし、平成20年5月2日午後3時30分頃から同日午後4時30分頃までの間、自宅でAに対し、性的玩具を用いたり卑わいな言動をさせたりした後、Aを姦淫し膣

内で射精した(本件姦淫行為はAにとって初めての性交渉であった)。その際、被告人は、Aを姦淫する様子を複数のデジタルビデオカメラで撮影し、電磁的記録に係る記録媒体であるMiniDVDに記録させて描写し、児童ポルノである電磁的記録に係る記録媒体を製造した。平成21年4月1日午後3時50分頃から同日午後4時36分頃までの間、被告人は、自宅でA(当時12歳)を姦淫し、その際、Aを相手方とする性交に係る姿態等をとらせ、デジタルビデオカメラを使用して撮影し、電磁的記録に係る記録媒体であるMiniDVDに記録させて描写し、児童ポルノである電磁的記録に係る記録媒体を製造した。

平成21年1月5日、被告人は、インターネット上に開設した児童ポルノ等のDVDを販売する旨掲載したホームページを閲覧してその購入を申し込んできた者に対し、自己の製造したAを被写体とする児童ポルノであり男女の性器等を露骨に撮影した画像を記録したわいせつ図画であるDVD1枚及び女性の性器等を露骨に撮影した画像を記録したわいせつ図画であるDVD1枚を代金引換郵便により発送し、代金1万円を受領し、不特定の者に児童ポルノを提供するとともにわいせつ図画を販売した。被告人は、同様な方法で同月19日、自己の製造したAを被写体とする児童ポルノでありかつ男女の性器等を露骨に撮影した画像を記録したわいせつ図画であるDVD1枚及び女性の性器等を露骨に撮影した画像を記録したわいせつ図画であるDVD11枚を代金引換郵便により発送し、代金1万9800円を受領し、不特定の者に児童ポルノを提供するとともにわいせつ図画を販売した。

〔判旨〕 裁判所は、Aに対する強姦罪2件、児童ポルノ製造及び提供、わいせつ図画販売の事実を認定し、被告人を懲役6年6月に処するとともに押収してあるMiniDVD2巻を没収した(求刑懲役8年)。

〔研究〕

本事案は、A(12歳から13歳)の牧師と称する被告人への信頼感を利用した継続的な児童期性的虐待である。裁判所は、本件公訴事実の他にも被告人はAに対して同様の行為を繰返しており常習性も認められると判示する。

判決文から詳細は不明であるが、被告人のAへの強姦行為は、放課後帰宅

時間前に被告人の自宅でなされ、その際に、デジタルビデオカメラで撮影し、MiniDVDに記録させ児童ポルノを製造している。Aは、被告人から「悪魔がついているから悪魔を取り払うために必要である」と言われ、牧師の言であるゆえに信じたのであり、被告人はAの錯誤を利用しコントロールしたのである。児童期性的虐待が長期化する由縁は、加害者と被害者との精神的支配従属関係に依拠する。

裁判所は、被害児童の精神面での影響を懸念し、量刑理由の中で「被害者は、小学生高学年又は中学生で、しかも、第1の姦淫は被害者にとって初めての性交渉であり、心身の発達途上にあつた被害者の受けた精神的な苦痛は大きく、被害者が、大人の男性が近付いてくるとビクッとしてしまうなどと不安な気持ちを述べているように、今後も被害者にとって大きな心の傷となつて残り、その心身の成長に重大な影響を与える可能性が高い。」と判示する。

(1) 身体的虐待及びネグレクトについて、拙稿「裁判実務における身体的虐待及びネグレクト事例についての一考察」、法学新報112巻1＝2号(2005年)793頁以下参照(拙著『児童虐待Ⅱ 問題解決への刑事法的アプローチ』、成文堂、2007年、168頁以下所収。以下「林①」)。

(2) LEX/DB【文献番号】25464235参照。本判決について、TKC書誌表示の裁判年月日は平成22年10月26日となっているが、判決文に明示された言渡日で表示する。

(3) LEX/DB【文献番号】25464356参照。

(4) LEX/DB【文献番号】25464145参照。

(5) LEX/DB【文献番号】25464234参照。

(6) LEX/DB【文献番号】25442695参照。

(7) LEX/DB【文献番号】25463847参照。

(8) 代理性ミュンヒハウゼン症候群の裁判事例として、宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判、家月54巻4号(2001年)74頁参照。拙稿「児童虐待と不作為犯論」、現代刑事法4巻9号(2002年)32頁以下、特に37頁以下参照(「林①」121頁以下参照)。

(9) 朝日新聞2008年12月25日朝刊参照。

(10) 裁判員裁判の問題点について、拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題－島根県裁判員裁判第1号事件を素材に－」、島大法学53巻4号(2010年)1頁以下

(以下、「林②」)及び拙稿「裁判員制度の運用実態と問題点の考察－刑法の視点から－」、法政論叢47巻1号(2010年)185頁以下(以下、「林③」)参照。

(11) 読売新聞及び毎日新聞2010年5月10日参照。

(12) 毎日新聞2010年5月12日、13日及び15日地方版参照。

(13) LEX/DB【文献番号】25442169参照。

(14) 年少者の供述について、山室恵編著『改定版 刑事尋問技術』、ぎょうせい、2006年、160頁以下、拙稿「児童虐待、特に性的虐待に関する刑事訴訟法上の諸問題－証言の証拠能力について－」、常葉学園富士短期大学研究紀要4号(1994年)1頁以下参照(拙著『児童虐待 その現況と刑事法的介入』、成文堂、200年、220頁以下所収(以下、「林④」))。

(15) LEX/DB【文献番号】25451545参照。

(16) LEX/DB【文献番号】25463826参照。

(17) 札幌地方裁判所平成21年11月30日刑事第1部判決、LEX/DB【文献番号】25441701参照。

(18) LEX/DB【文献番号】25442569参照。

(19) LEX/DB【文献番号】25442568参照。

(20) 平成10年4月から平成13年12月までの間に判決宣告のあった児童福祉法違反事件を検討・分析する論稿として、池本壽美子「児童の性的虐待と刑事法」、判タ1081号(2002年)66頁以下参照。拙稿「裁判実務における性的虐待事例についての一考察」、島大法学48巻2号(2004年)29頁以下参照(「林①」125頁以下所収)。本稿では検討できなかったが、近時の児童期性的虐待事案として以下の3ケースがある。①15歳の女子高校生にカッターナイフをつきつけ強姦致傷罪に問われた裁判員裁判で懲役9年10月(求刑懲役10年)に処せられた仙台地方裁判所平成21年11月20日判決(LEX/DB【文献番号】25460280参照)、②7歳から9歳の女子児童4名に対する強制わいせつ及び児童ポルノ製造罪に問われ懲役9年に処せられた仙台高等裁判所平成21年3月3日判決(LEX/DB【文献番号】25463555参照)、③17歳の女子との児童買春及び児童ポルノ製造罪に問われ懲役3年執行猶予5年に処せられた最高裁判所第三小法廷平成18年2月20日決定(刑集60巻2号232頁)参照。男性に対する児童期性的虐待について、松本俊彦「わが国における性被害の実態－少年施設男子入所者の調査から－」、被害者学研究第21号(2011年)89頁以下参照。

(21) 斎藤学編『児童虐待〔危機介入編〕』、金剛出版、1998年、30頁以下、同「児童期性的虐待の研究と治療に関する日本の現状」(ハーマン、斎藤学(訳)『父－娘 近親姦』、誠信書房、2000年、330頁以下、特に339頁)、「林①」3頁以下、拙稿「児童虐待をめぐる現況と課題」、刑事法ジャーナル12号(2008年)2頁以下、特に11頁以下(以下、「林⑤」)参照。

- (22) See, Sgroi, S.M., Blick, L.C., & Porter, F.S. (1985). A Conceptual Framework for Child Sexual Abuse. In Sgroi, S.M. Handbook of Clinical Intervention in Child Sexual Abuse. Lexington, MA: Lexington Books. 9-37. Anna Motz. (2008). The Psychology of Female Violence. Routledge. 38-40.
- (23) See, Faller, K.C. (2003). Understanding and Assessing Child Sexual Maltreatment. Second Edition. Sage Publications. 19-23.
- (24) 「林①」260頁以下、拙稿「児童虐待に対する刑事規制」、吉田恒雄編『児童虐待への介入—その制度と法 [増補版]』、尚学社、1999年、102頁以下(「林④」155頁以下所収)、拙稿「性的自由を侵害する犯罪についての法制史的一考察」、清和法学研究6巻2号(1999年)77頁以下(「林④」155頁以下所収)参照。
- (25) 高刑集63巻2号1頁以下、判タ1342号(2011年)249頁以下参照。
- (26) LEX/DB【文献番号】25442060参照。
- (27) その一例として、「林①」127頁〔事例1〕参照。
- (28) その例として、拙稿「『親による性的虐待』の被害」、被害者学研究第2号(1993年)3頁以下参照(「林④」36頁〔事例4〕、同38頁〔事例8〕、同40頁〔事例9〕所収)、拙稿「裁判実務における性的虐待事例についての一考察」、島大法学48巻2号(2004年)29頁以下参照(「林①」127頁〔事例1〕、同149頁〔事例14〕、154頁〔事例18〕所収)。
- (29) 刑集63巻8号1170頁以下、判タ1326号(2010年)134頁以下参照。
- (30) 犯行日時、場所、淫行内容等について、刑集63巻8号1104頁以下の別表参照。
- (31) LEX/DB【文献番号】25441784参照。
- (32) 広島高裁平成22年3月18日判決は、原審を破棄し強姦の1件を強姦未遂と認定し、強姦45件、強姦未遂12件、児童淫行13件について量刑は原審の判断を維持した。毎日新聞2010年3月18日参照。
- (33) 産経新聞2009年1月29日参照。
- (34) LEX/DB【文献番号】25470407参照。
- (35) 前掲・「林②」16頁及び「林③」190頁以下参照。
- (36) 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳『DSM - IV - TR 精神疾患の診断・統計マニュアル 新訂版』、医学書院、2004年、450頁以下参照。
- (37) 強姦の被害者感情について、板谷利加子『御直披』、角川書店、1998年、13頁以下参照。
- (38) LEX/DB【文献番号】25470191参照。
- (39) LEX/DB【文献番号】25442857参照。
- (40) 痴漢事案について、最高裁判所第三小法廷平成21年4月14日判決は、「被害事実や犯人の特定について物的証拠等の客観的証拠が得られにくく、被害者

の供述が唯一の証拠である場合も多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易でないという特質が認められることから、これらの点を考慮した上で特に慎重な判断をすることが求められる。」と判示する。刑集63巻4号331頁参照。強姦罪について、最高裁判所第二小法廷平成23年7月25日判決は、最高裁判所第三小法廷平成21年4月14日判決を引用のうえ、原審及び第1審判決を破棄し、無罪を言渡した。

(41) 児童期性的虐待重度の操作的定義について、「林①」3頁以下参照。

(42) LEX/DB【文献番号】25470356参照。

(43) 児童期性的虐待加害者の治療プログラムについて、「林①」259頁以下参照。藤本哲也「危険な性犯罪者の再発防止プログラム」、刑政116巻10号(2005年)32頁以下、「性犯罪者処遇プログラムの実施について」（平成17年12月14日法務省矯正局・保護局）(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1117-4a.html>)参照。

(44) LEX/DB【文献番号】25464058参照。

(45) LEX/DB【文献番号】25464057参照。

【参考文献】

久保野恵美子「児童虐待への対応における裁判所の役割ーイギリスにおける被ケア児童との面会交流問題を素材にー」、法学68巻6号(2005年)1頁以下、小長井賀典「児童虐待と修復的実践」、犯罪と非行No.154(2007年)122頁以下、水野紀子「児童虐待への法的対応と親権制限のあり方」、社会保障研究45巻4号(2008年)361頁以下、平山真理「米国における児童虐待の防止、介入プログラムから何を学ぶのか～米国の専門家2人を招いて」、白鷗法学17巻2号(2010年)178頁以下、古橋エツ子「児童虐待における法的課題ー諸外国の比較をふまえてー」、京都学園法学2010年第3号(2011年)395頁以下、近親者からの虐待の総合的研究報告として、同「近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題ー各国比較をふまえてー、シンポジウムの趣旨と構成」、社会保障法26号(2011年)、1頁以下、同『近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題ー各国比較をふまえてー』、名古屋経営短期大学総合ビジネス学科・子ども学科・健康福祉学科、2011年、南山大学法曹実務教育研究センター『講演録：高橋直紹・杉浦宇子「声なき声を聴くために～当事者が語る“子どもの虐待”」、坪井節子「居場所のない子どもたちに寄り添う～カリヨン子どもセンターの現場から』」、2011年、磯谷文明「児童虐待防止のための親権制度改正について」、2011.3.13.児童虐待防止全国ネット主催・シンポジウム、許未恵「児童虐待防止のための親権法改正の意義と問題点ー民法の視点から」、法律時報83巻7号(2011年)65頁以下、津崎哲雄「民法改正と被虐待児の社会的養護」、法律時報83巻7号(2011年)72頁以下、多田元「親権法の改

正と子どもの虐待—子どもの自立支援・親子の関係修復」、法律時報83巻7号(2011年)78頁以下参照。

See, David Finkelhor.(2008).Childhood Victimization, *Violence, Crime, and Abuse in the Lives of Young People*, Oxford University Press.